

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年6月27日(木)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	有村 隆志 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	川窪 幸治 君
委員	愛甲 信雄 君	委員	徳田 修和 君
委員	阿多 己清 君	委員	前島 広紀 君
委員	厚地 覚 君	委員	植山 利博 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山田 龍二 君	議員	宮田 竜二 君
----	---------	----	---------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	新町 貴 君	総務部参事兼財政課長	小倉 正実 君
総務部参事兼税務課長	谷口 隆幸 君	税務課主幹	岩元 勝幸 君
財政課主幹	村岡 新一 君	財政課財政グループサブリーダー	堀ノ内 周作 君
市民環境部長	橋口 洋平 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
スポーツ・文化振興課長	浮邊 文弘 君	国民体育大会推進課長	有満 孝二 君
市民活動推進課主幹	末満 伸太郎 君	スポーツ文化振興課主幹	上小園 拓也 君
国民体育大会推進課主幹	笹峯 毅志 君	市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君
国民体育大会推進課総務・企画グループ長	崎元 隆一 君	国民体育大会推進課競技・式典グループサブリーダー	川添 哲弘 君
牧園総合支所地域振興課主査	重丸 純二 君	市民活動推進課共生協働推進グループ主事	細山田 将吾 君
溝辺総合支所地域振興課主事	築瀬 貴之 君		
保健福祉部長	茶園 一智 君	医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長	西田 正志 君
子育て支援課長	砂田 良一 君	長寿・障害福祉課長	堀之内 幸一 君
健康増進課長	林 康治 君	子育て支援課長補佐	市来 秀一 君
子育て支援課主幹	富田 正人 君	長寿・障害福祉課主幹	久木田 勇 君
健康増進課主幹	中村 真理子 君	保健福祉政策課政策グループ長	野村 譲次 君
長寿・障害福祉課障害福祉グループ長	白鳥 竜也 君	子育て支援課保育・幼稚園グループサブリーダー	野村 樹 君
長寿・障害福祉課介護保険グループサブリーダー	福田 覚 君	保健福祉政策課政策グループ主任主事	姫野 貴之 君
農林水産部長	田島 博文 君	農林水産部参事兼農政畜産課長	八幡 洋一 君
農政畜産課主幹	堀之内 真一 君	農政畜産課農林水産政策グループ長	鮫島 政昭 君
農政畜産課畜産グループ長	中吉 康昭 君	農政畜産課農政第1グループ主査	阿部 弘光 君
商工観光部長	武田 繁博 君	商工振興課長	池田 豊明 君
観光課長	宝徳 太 君	商工振興課主幹	梶 敏行 君
観光課観光振興グループ長	隈元 秀一 君	観光課観光地づくりグループ長	松崎 義美 君
観光課観光振興グループ主査	村田 綾乃 君		
建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	川路 和幸 君
建設施設管理課長	園畑 精一 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
建設施設管理課主幹	山元 辰実 君	建設施設管理課道路管理グループ長	尾辻 善尋 君
建設施設管理課公園管理グループサブリーダー	桑幡 孝志 君	建設政策課政策グループ主査	米元 利貴 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築住宅課主幹	末永 明弘 君

上下水道部長	柿木 安長 君	下水道課長	池之上 淳 君
下水道課主幹	池田 康一郎 君	下水道課工務グループ長	安田 善郎 君
下水道課業務グループサブリーダー	瀧間 宏 君	下水道課工務グループサブリーダー	米松 勝利 君
教育部長	中馬 吉和 君	教育総務課長	西 敬一朗 君
学校教育課長	芝原 睦美 君	学校給食課長	堀ノ内 敬久 君
学校教育課長補佐	今村 靖 君	学校教育課長補佐	加治木 敏 君
教育総務課主幹	立野 博 君	学校教育課主幹	福永 清美 君
学校給食課主幹	徳田 章 君	教育総務課政策グループサブリーダー	内村 光孝 君
学校教育課学事グループ主任主事	濱田 さやか 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第50号 令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

議案第51号 令和元年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第52号 令和元年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時00分」

○委員長（木野田誠君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る6月18日の本会議で付託されました議案3件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

#### △ 議案第50号 令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（有村隆志君）

ただいまから、審査に入ります。まず、議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について、はじめに総括の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（新町 貴君）

補正予算について御説明申し上げる前に、2点について連絡いたします。まず1点目としまして、本市の平成31年度予算に係る元号の表示については、平成31年4月1日付けで国が示した「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」を踏まえ、改元日以降最初の補正予算を調製する場合において、当該補正予算に表示する元号は、令和を用いることとし、改元日以降は、平成31年度予算全体における元号の表示についても、令和に統一することとしました。次に2点目としまして、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料の表紙をめくってください。従来は、1ページ目に歳入歳出予算に係る総括表を掲載しておりましたが、総括表に記載している内容は「補正予算に関する説明書」と重複しており、予算常任委員会においても特に取り上げて説明をしているものではなかったこと等を踏まえ、今回から省略したところです。以上、2点について補正予算の説明に先立って連絡いたします。それでは、議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。今回の補正予算は、幼児教育・保育の無償化を始めとする子ども・子育て支援新制度やプレミアム付商品券事業に要する経費を始め、保育所等及び小規模多機能型居宅介護施設の整備の助成に要する経費や農畜産物の生産・流通体制の構築、収益性の向上等を図ることを目的とした農業者等の支援に要する経費が主なものでございます。また、国・県等と協議を進めておりました城山公園の改修、霧島高原国民休養地のトイレ整備などについても、補助採択の見込みが立ったことから所要額を計上いたしております。歳入につきましても、特定財源と致しまして、それぞれの事業に係る国県支出金や諸収入等を一般財源と致しまして、地方特例交付金及び平成30年度からの決算剰余見込み額の一部を計上いたしております。その結果、歳入歳出そ

れぞれ29億253万9,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ606億8,772万8,000円としようとするともに、繰越明許費の設定、債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。なお、国分地区南部学校給食センター給食調理・配送業務に係る債務負担行為の補正については、消費税率の引上げに伴い、必要な措置を講ずるものになります。次に、総務部に関する補正予算について、御説明申し上げます。総務部に関するものは、歳入のみになります。詳細については、財政課長及び税務課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）に係る財政課所管の予算について御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の12,13ページをお開きください。（款）11地方特例交付金（項）2子ども・子育て支援臨時交付金（目）1子ども・子育て支援臨時交付金（節）1子ども・子育て支援臨時交付金1億4,542万5,000円は、幼児教育・保育の無償化に必要な地方負担分について、その財源となる消費税率引上げに伴う地方の増収が令和元年度は僅かであることから、本年度に限って、地方負担分を全額国費で対応することになるため、幼児教育・保育の無償化に伴う本市の負担分を臨時交付金として計上するものです。次に、28,29ページをお開きください。（款）21繰越金（項）1繰越金（目）1繰越金（節）1繰越金の2億918万3,000円の増額は、決算剰余見込み額の一部を、予算編成のための一般財源として計上するものです。以上で、説明を終わります。

○総務部参事兼税務課長（谷口隆幸君）

令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）に係る税務課所管の予算について御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の10,11ページをお開きください。地方税法施行令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令により自動車取得税が廃止となり、令和元年10月1日に環境性能割が導入されることに伴い、新たに予算科目を設けるものであります。以上で、説明を終わります。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

最初、説明がありました12,13ページのところで、これは地方特例交付金ということで子ども・子育て支援臨時交付金の地方分を、今回に限ってということなんでしょうけれども、国が負担すると。消費税が10月1日から上がるということで、その分が僅かだということのようですけども、増税分が霧島市分はどれぐらい積算されているものかお示してください。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今、委員から質問がありました増税分ということですけども、今年度の当初予算編成におきましては、あくまでも見込みの状態でありましたけれども、増額分として1億円を見込んだところがございます。

○委員（前川原正人君）

今、部長、課長から説明いただいたわけですけど、全体的な問題として、植山議員もおっしゃいましたけれども、今後、10月1日から消費税が10%に増税されるという一つの見込みとして今回の補正予算の編成があったと思うんです。ただ、政治の世界ですので、これはどういうふうに展開するのか、どうなるのかというのはだれも分からないことです。例えば、先ほどの口述の中で、今年度に限って地方負担分を全額、国費で対応すると。あくまでも予算は見積りですので、どういうふうに展開するかまったく分からないですけど、例えば消費税の増税分も国の政治の方向が、「やっぱりやめましょう」となったときの万が一の対応策というのを、市の総務部としてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

今、ありました消費税増税については、現在のところ10月から行われるということで法施行がされているところであります。万が一ということではありますけれど、今の考え方でいきますと、政府はリーマンショック級の出来事が起こらない限り増税するという方針に変わりはないと言われております。また、6月21日の臨時閣議におきましても、経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針が決定されておりまして、その中でも、予定どおり10月に消費税率を10%で引き上げるということを明記されているところでございます。そのため、消費税の増税の延期ということがあるかどうかというのは分からない状況でありますけれど、仮に今後延期された場合につきましては、政府の方針、政策に基づいて発表等されると思いますので、市としましては、それに基づいた予算の補正を提案することになると考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

仮定の話しかできない部分があるんですけど、国のほうから予算組みを下さいよと、こういう方向性ですよということは示されていると思うんです。ただ、今回の補正予算を見たときに、特徴的なもので無償化関係が入っているわけです。条例はまだ本会議を経ていないですが、文教厚生委員会の中で廃止の採決をしたわけですけど、実際、相当な金額が無償化になるわけですよ。そうなったときに、どうなるか分からない、先のことは言えないと言えはそこまでですけど、それだけの財源を今度はどこから出すのかということが、当然出てくると思うんです。無償化するわけですので。専決処分になるんだろうかどうなるのかというのは、こちら側では全く裁量権がないので何とも言えない部分があると思うんですけども。そういうことも想定した上での今後の対応策というのにも必要ではないのかなという取り越し苦労もあるんですが、いかがですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

財源につきましては、最初の説明で申し上げましたとおり、本年度につきましては全額、国が負担するという、措置するというところでございました。来年度、令和2年度以降の地方負担の財政措置につきましては、国が地方財政計画の歳出にその全額を計上し、一般財源総額を確保するとされておりまして、また、その上で個別の地方自治体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額が基準財政需要額に算入されるとともに、地方消費税の増額分の全額も基準財政収入額に算入されるということで、国としてはその分の財政措置も行うというふうに述べているところでございます。それに基づいて、そういうことを勘案しながら、市としても今後の財政の健全化に向けて行っていくというふうに考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

今のことと若干関連するわけですけど、令和2年度以降も地方消費税が上がって、その分収入も増えるわけですから、霧島市の負担分もあると。無償化に伴うものを全額、国がみるということではないですよ。収入も増えるわけですから、一定の霧島市の単費の負担分もあるという理解でいいですよ。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

確かに、今年度につきましては、その分を全額歳入として負担するということになっておりますけれども、今、委員がおっしゃるとおり、また、私が先ほど説明しましたとおり、令和2年度以降についてはあくまでも普通交付税で算入するということですので、その普通交付税につきましては基準財政需要額に算入するだけであって、その分を現金として必ず交付されるというものではございませんので、そうなった場合には、計算上はある程度の地方負担も発生するのではないかとこのふうには考えています。

○委員（植山利博君）

その負担の分については来年の予算でまた議論するということにして、先ほど当初予算で1億円の増収を見込んでいたということですけども、当初予算の場合はアバウトであったんですよ。ただ、これが国が積算根拠を示したのか、市で独自に積算されたのか。それと、この1億円を見込んだ場合に、軽減税率も取り入れた形で、積算されたものなのか。軽減税率を取り入れるとすれ

ば、非常に複雑な計算式が必要になるんだろうと思うわけです。その辺はいかがですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

当初予算の積算におきましては、確かに軽減税率があるんですけども、その分については複雑であって、実際どのような影響があるかということろまでは、積算が難しいということで、あくまでも見込みということで行ったところでありまして。消費税としては10月1日から上がることとなりますけれども、実際、市のほうには消費税交付金ということで歳入が入ってきますけれども、この分については交付の積算時期等のずれが生じるために、半年分全てをとということではなくて、その一部をとということ、あくまでも見込みで積算したところのごさいます。

○委員（植山利博君）

実際に10月からということスタートをしようとするわけです。来年度の当初予算を組む場合は、軽減税率を考慮した積算をしなければならないと私は思うんですけども、それは国が示す基準、数式があるのか、それとも市独自で積算しなければならないものなのか、非常に現実的には複雑な数式が必要になると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

来年度の予算編成になりますので、その時点で、国が基準的なものということで、どれくらいの割合になるかというのを示されるかどうかというのは、今時点では分からない状況であります。示された際には、それを参考にしながら市としてどのような税額になるか、交付額になるかということ積算したいと考えているところです。ただ、予算編成の時期を考えた場合に、国が仮にそういう基準を示されたとしても、市の予算編成時期に間に合うかどうかの問題もありまして、そうなった場合には市独自である程度の積算をせざるを得ないかなというふうに考えております。

○委員（徳田修和君）

税務課長のほうに確認します。環境性能割が始まるということで、取得税が無くなるということなんですけれども、この影響が300万円ということで低いのかなと思ったんですけども、この根拠というものをお示しいただけますか。

○税務課長（谷口隆幸君）

この300万円を算出にするに当たりまして、今までは県税であったものですから、県のほうから資料をいただきまして、その資料に基づきまして過去3年間の実績の数値を算出しまして、その数値に基づきまして、軽自動車税環境性能割の税率の軽減等もあるものですから、それらと課税の期間が4か月しかないですから、その期間も勘案して算出した数字が300万円というふうなことでございます。

○委員（徳田修和君）

今までも自動車取得税にはエコカー減税等もあったと思うので、環境性能割が始まった年も税率にはあまり変わってこないのかなという印象があるんですけども、今後、これが導入されたことで本市の徴収額への影響とこのように考えていますか。

○税務課長（谷口隆幸君）

環境性能割につきましては、税率が非課税から1%、2%、今までは自動車取得税であった場合は普通税で普通自動車3%、軽自動車2%だったんですけども、消費税引上げに伴う関係や環境に配慮した車は少しでも安くなるような制度となっておりますので、今後につきましては、今の段階ではお答えすることは無理かと思えます。

○委員（植山利博君）

今の質疑は歳入のところの質疑だったと思うんですけども、それで軽自動車税は市税だというふう理解しているんですけども、今、県税であったという表現をされる。そこをもう一回確認させてください。

○税務課長（谷口隆幸君）

9月までは自動車取得税という形で県が徴収しまして、今のところその約66%を市のほうに交付

されることになっております。また10月以降については、普通自動車と軽自動車につきましては、県が賦課徴収をしまして普通自動車の場合は交付金という形で市のほうに振り込まれます。また軽自動車のほうにつきましては毎月計算しまして、毎月2か月遅れで振り込まれることになっているような状況でございます。

○委員（植山利博君）

今のは自動車取得税の話ですね。それで軽自動車税が300万円減額になって、それから環境性能割が300万円増額になっていると。昨日の総務環境常任委員会での説明では、今おっしゃったように3%、2%だったものがなくなって、1%になるということだから、税は軽減されるという理解をしたわけですがそれでも。増額の分と軽減の分が全く一緒ということは、収入は結果としては変わらないということになれば、予算書上では軽減されていないということになるのかなと思うのですが、そこはいかがですか。

○税務課長（谷口隆幸君）

当初予算を見積もる段階で、ここにございますように現年度分の4億2,000万円、あと滞納繰越分を450万円という形で計算しました。このときにある程度軽減のことは分かっており反映させています（同ページに訂正発言あり）。今回10月からにつきましては、現年度分の4億2,000万円のうち、今までは軽自動車税だけであったんですが、今回、環境性能割ができてきたことから、その分が、全体では変わらないんですけど、振り分けたという形で御理解いただければと思います。

○委員（植山利博君）

理解しました。要は当初予算でもこのことは反映した形で積算していて、今回、税目としてきちっと出てきたので、そこを振り分けたということで税の軽減にはつながっていくんだけど、既に予算の中で、そのことは反映されていたんだという理解でいいわけですね。

○税務課長（谷口隆幸君）

そのとおりでございます。

○総務部参事兼財政課長（小倉正実君）

先ほど植山委員からの御質問で、今年度の消費税増税分をどれくらい見込んでいるかという御質問いただいて、私が1億円と答弁しましたが、それにつきましては本年度の当初予算におきまして地方消費税交付金を23億5,000万円計上しております。対前年度比1億円の増ということで、先ほど1億円とお答えしたんですけども、実際この1億円の増につきましては、毎年の伸びの分と先ほどの御質問等ありました軽減税率等がありなかなか複雑な状況となりまして、それらを勘案した全ての部分で地方消費税交付金の伸びを1億円増と見込んでおりますので、そのように御理解いただければと思います。

○税務課長（谷口隆幸君）

先ほど軽自動車税の現年度分の4億2,000万円の計上に当たりまして、これについては私の勘違いで、軽減率について積算するに当たりましては見込んでおりませんでした。申しわけございませんでした。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時28分」

「再開 午前9時31分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（橋口洋平君）

議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のうち、市民環境部に関する補正予算について、御説明申し上げます。今回の補正予算は、市民活動推進課のコミュニティ助成事業について、一般財団法人自治総合センターの決定を受けたことから、増額補正を行うものです。また、スポーツ・文化振興課及び国民体育大会推進課関係分については、国民体育大会の施設等整備事業から推進事業への組み替え及び社会体育施設費の増額補正を行うものです。詳細につきましては、市民活動推進課長及びスポーツ・文化振興課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の市民活動推進課関係分について御説明いたします。令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料は2ページ、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）予算書は32ページから33ページです。総務費、総務管理費、共生協働推進費1,170万円の増額補正は、一般財団法人自治総合センターに申請していた令和元年度コミュニティ助成事業が採択されたことから、溝辺の陵北地区自治公民館に対して交付する補助金を追加計上するものです。事業の内容は地域コミュニティ活動の充実・強化を図るための建物の建設及び机、椅子などの設備の整備です。財源については、特定財源として、一般財団法人自治総合センターからの補助金1,170万円を充当しており、予算書の30ページから31ページの諸収入の雑入に計上しております。以上で説明を終わります。御審査をよろしくお願いします。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のスポーツ・文化振興課及び国民体育大会推進課関係分について御説明いたします。令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料は11ページから12ページ、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）予算書は54ページから55ページです。はじめに、国民体育大会の関係について御説明いたします。説明資料11ページの国民体育大会等推進事業及び12ページの国民体育大会施設等整備事業については、関連がありますので、合わせて御説明いたします。社会体育施設費の国民体育大会施設等整備事業については、平成31年度（令和元年度）当初予算で、（款）教育費（項）保健体育費（目）社会体育施設費、国民体育大会施設等整備事業（節）工事請負費へ牧園特設馬術競技場施設整備費として5億4,127万円を予算計上し、本年第1回市議会定例会において御了承いただいたところでありますが、12ページにありますとおり、この整備費のなかで仮設建築物であるプレハブやユニットハウス、厩舎などの設置に要する費用及びこれら仮設建築物等への電気、給排水等の設置について、市実行委員会で執行する必要が生じたので、要する費用2億2,963万9,000円を、11ページの社会体育振興費の国民体育大会等推進事業（節）負担金補助及び交付金へ予算の組み替えを行うものです。また、同（節）負担金補助及び交付金には、今回新たに集計システムや仮設テント等に要する費用及び物品・競技用植栽・看板・放送器具の借用などに要する費用9,036万1,000円を追加し、3億2,000万円を計上しようとするものです。なお、市実行委員会での執行については、プロポーザルによる業者の選定を行い、令和2年度までの2か年の繰越事業として実施しようとするもので、予算書の4ページに記載しております。財源については、特定財源として県支出金2,548万円を充当しており、予算説明資料の1ページ及び予算書の26ページから27ページに計上しております。次に、（目）社会体育施設費について御説明します。一般会計補正予算（第2号）等説明資料の11ページです。社会体育施設費は、先ほど説明しました組み替え分に加え、委託料925万円を増額しようとするものです。国分運動公園・国分武道館管理運営事業については、国分運動公園の高圧受電設備が老朽化していることから、全面的な改修に必要な工事設計を行うための経費として135万円を計上しております。溝辺上床運動公園管理運営事業については、溝辺体育館におきまして雨漏りが発生しておりますことから、屋根の防水改修に必要な設計を行うための経費として210万円を計上しております。牧園みやまの森運動公園管理運営事業についても、牧園アリーナにおいて雨漏りが発生していることから、屋根の防水改修に必要な設計及び外壁診断を行うための経費として580万円を計上しております。以上で、

説明を終わります。御審査をよろしくお願いします。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（徳田修和君）

説明資料の11ページ、国民体育大会等推進事業のところですか。先ほどの口述の中で、新たに集計システム等々に要する費用9,036万1,000円を追加ということですが、この追加分のものは全て馬術競技場の整備に対するものと理解すればよろしいでしょうか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

委員言われるとおり、馬術競技に関するもので、運営の部分等を含んだものでございます。

○委員（厚地 覺君）

今の関連ですけれども、このリハーサル大会はいつ行われるんですか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

馬術競技のリハーサル大会は、来年、2020年6月6日から7日の2日間で開催いたします。

○委員（厚地 覺君）

負担金の組替えですけれども、競技場は当然、様々だったと思うんですけれども、駐車場は来年まで現状のまま放置されるわけですか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

委員が言われる駐車場というのは、今、整備をしております区域内の駐車場ということでしょうか。駐車場につきましては基本的に、アスファルト舗装するということとはございません。碎石を敷いて区画を囲むというようなことを考えているところです。現在、その駐車場に、大会関係者、馬を連れて来る馬運車とか、大会の役員等の駐車場として考えているところでございます。一般の方々の駐車場につきましては、国民休養地のグラウンドのほう、キャンプ場を利用させていただこうと考えております。

○委員（厚地 覺君）

なぜこういう質問をするかという、今言われた国民休養地は芝張りですからいいんです。ところが、きれいになったことはいいんですけれども、乾燥して風が吹くともものすごい土ぼこりがするんです。ですから、住民から洗濯物を干せないという苦情が出ています。事実、私の家まで300mあるかないかですけれども、車庫の中に車を入れていても風が吹けば、新燃岳が噴火したんじゃないかというぐらいほこりが立つんです。その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

先ほど申し上げましたとおり、今のところ、表層に碎石を敷こうということで考えております。厚みもいろいろあるんでしょうけれども、碎石を敷くことで幾分かはその対応はできるのではないかと考えているところです。

○委員（厚地 覺君）

下の部分の駐車場は草がぼつぼつ生えてきますけれども、草刈はしないでほしいんです。私の家だけではなくて、あの辺は住宅が密集しているので、苦情があるということは県のほうに伝えていただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

説明資料で、今回、一般財団法人自治総合センターに申請をしていたコミュニティ助成事業が採択されたということなんですが、今回の予算措置で、平屋建ての整備をします。そのほか机、椅子等にもこの事業を使うということなんですけれども、受益者負担というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

コミュニティ助成事業で助成申請をした書類から申し上げますと、事業費総額が1,951万8,240円の事業をなさると。それに対しまして1,170万円の補助でございまして、地元負担は780万円余りと



ということになります。

○委員（前川原正人君）

こういう有利な事業というのは大いに活用すべきとは思いますが、霧島市全体で活用するとなると、それなりの要件、そして地域との協議、財政面等もあるわけですが、あとどれくらい要請があるのかお聴きをしておきます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今のところ、具体の建物を建てたいという要望については、これ以外に承っているところはありません。

○委員（前川原正人君）

申請を出したからすぐOKというふうになるものなんでしょうか。ある程度、相手の都合であったり財政的な問題だったり、様々な要因があって、それをすべてクリアしてOKと。そして配分されるというような理解をするわけですが、今回の部分については、いつぐらいから申請ということで取り組んでいらっしゃるのか、お示しいただけますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

申請につきましては平成30年10月に申請書を提出しているというところですが、当然ながら、それ以前に準備をされているので、かなり前から準備をされているというような状況です。それと、このコミュニティ助成事業につきましては、財源は宝くじ資金です。今回、鹿児島県全体で55件、55団体が補助を受けているんですけれども、集会施設については3施設ということでございますので、出したからといって採択されるかどうかというのは分からないというところです。

○委員（山口仁美君）

溝辺体育館についてお伺いしたいんですけれども、以前も一部改修をして、そのときの議論の中でも、総額で見たときに、全体の改修をしたほうが安くつくのではないかなという議論もあったと思うんですけれども、今回の雨漏り補修の規模はどのくらいのものでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

雨の降り方、風向き等もいろいろありますけれど、雨漏りの現在の状況としては今のところ変わっていないというか、どこから入ってくるかということもあるんですけれど、雨漏りが発生している状況には変わらないということです。[13ページに訂正発言あり]

○委員（山口仁美君）

意味がちょっとよく分からないので再質問させていただきたいんですけれども、以前、補修したんだけどまだ雨漏りをしている状況ということですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

平成30年度に改修工事を行いました。そのときの雨漏り箇所というのは、当時、照明のLED化をする工事を行ってましたので、室内に足場がありました。そのときに高圧洗浄をして水が入ってくるかどうかを確かめて、そういう箇所を確認して、雨漏りしているというところに関しては防水をしました。その防水をした後も、そこから漏れていないことは確認してあります。ただ先ほどからありますように、全面をしておりませんので、違う部分から雨漏りしているという状況です。当時の雨漏りが実際どこからしているのかというのは把握して、そこは止めてあるんですけれども、それ以外に新たに発生したのか、そのときにまだあったんだけど、その箇所を見つけきらなかったのか、そこは定かではないんですが、完全には止まりきっていないというのが実情です。

○委員（山口仁美君）

実際は、ここで補修の予算を執行して補修のめどをつけてということにはなると思うんですけれども、今の意向としては、その箇所を特定してそこを塞ぎましょうという、そういう方向性になるのでしょうか。それともやはり、場所を特定しつつ全体を見て、もしかしたら全面を補修したほうが良いというような流れになりそうなのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、想定しているのは、前回、防水改修をした所以外の部分を改修しようと考えています。またそれ以外にも、トップライトといいまして、天窗、明かり採りの窓がありますけれども、その辺からの雨漏りもあるのではないかと想定しておりますので、そういう所の改修も含めて設計をしてみたいと考えています。

○委員（前島広紀君）

説明資料11ページの上のほうの3億2,000万円の件に関してなんですけれども、口述書によりますと、今回新たに集計システムや仮設テント等に要する費用及び物品、競技用植栽、看板、放送器具の借用などに要する経費を追加し、3億2,000万円を計上するものであると。そして、市実行委員会での執行については、プロポーザルによる業者の選定を行いとありますけれども、ここに書いてある全ての事業を一つの業者に決めることになるのか、プロポーザルといいますか、例えば集計システムとか、仮設テントとか、分けて執行していくのか、その辺りをお伺いしたいんですけれども。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

国体の実行委員会のほうで実施する形になるのですが、発注の方法につきましては今、委員が言われたとおり、プロポーザル方式ということで考えております。この部分の中には、元々、工事に組んでおりました、例えば既舎とか本部棟などという施設をリースする費用と、先ほど言われました集計システムとかという部分が入っておりますけれども、そちらは基本的に施設の整備というよりも運営費というような状況も中に入っているのかなど。集計システムのほかにもそういう部分も入っているのかなどと思っております。それを分割して発注するよりも合わせて発注したほうが経費的に安くつくというような状況もございまして、県のほうといろいろ協議を重ねた結果、このような状況で実施をしていく形となりました。

○委員（前島広紀君）

そうなる心配されるのは、市外の業者、大きな資本の業者に持っていかれるのではないかなどいうところを懸念するわけなんですけれども、その辺りのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

工事の発注部分のことにつきましては、今回の補正の部分が御承認いただいてからの形にはなると思うんですけれども、基本的には委員が言われるようなところも出てくるとは思います。ただ、プロポーザル方式を行うに当たっては、その業者が参加する部分の中で、一緒になって工事に参加するとか、そういう方式もあると聞いております。できるだけ地元の業者の方々が取っていただければいいんですけれども、最終的には下請の部分というような状況になるのか、その部分は今の段階ではちょっと見えないところはあるんですけれども、我々としてはできるだけ地元の方々が参加していただければというようなことでは考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

プロポーザルで特定の事業者をお願いするということになれば、それぞれの専門業者というのはないと思うんですよね。だからプランを立てたり全体を取りまとめるこういう、国体などに手慣れた大きな業者が、照明であったり、仮設テントであったり、それぞれの地域の専門の業者を取りまとめて、それぞれ発注をしてという形になるんだろうと思います。ですが、そのほうが効率的で安価になるという考え方もあれば、逆に今、前島委員が言われたように地元の専門業者がいるわけなので、それぞれの専門業者に直に発注するというほうが、市としては面倒をすると思うんです。県も過去の経緯もあるから、面倒をするけれども、実際の経済効果はどうか。安くつくのかどうかというのは私は疑問があるというふうに思っておりますので、その辺のところはよく検討して、市としても実行委員会としても汗をかくところは汗をかく、面倒くさくてもやるべきところはやる、丸投げをすれば楽かもしれないけれども、その辺の選択はしっかりと見極めるといえることが必要だと思いますので、その辺のところは強く求めておきたいと思っております。それで、その中の物品とあり

ます。集計システム、仮設テント及び物品、競技用植栽、看板。この物品というのは具体的にはどのようなものを指していますか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

物品の部分でございますけれども、ノートパソコンを使うに当たってのLANの設定工事、プリンター、レターケース、大会を運営することに対して細々したものが必要になってきますけれども、そういう部分の物を物品として借りる形になります。

○委員（植山利博君）

細々したペーパー類から、極端なことを言えば鉛筆とかボールペンからということなんでしょうけれども、非常に多岐にわたるわけです。個別に見積りを取ったり、個別に発注を掛けると、大変な手間と、ある意味では、市側に負担が掛かるということも十分承知をしておりますけれども、ここのバランスをうまく考えながら、地元にも経済効果が波及するような、そして、効率的で安価に上がるような対策をぜひ講じていただきたいと求めておきたいと思っております。それから、予算とか財源的なものの確認をさせていただきます。実行委員会が行うということで財源を振り替えるということで、費用が2億2,963万9,000円と新たに補助費用が付いたのが9,036万1,000円、これを合わせると、3億2,000万円になりますよね。これが今言ったような、実行委員会がプロポーザルで使う金額だということですが、この予算書の26ページの追加補正のところは、2,548万円というふうになっておりますが、これは教育費の補助金ということで、ほかの部署のものも含まれての増額だという理解でいいですよ。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

国体の関連分だけという形になります。

○委員（植山利博君）

国体関係だけで2,548万円ということですよね。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

県のほうからの補助金として入ってくるものの施設整備に要する部分、10分の10の部分でございますが、その部分は2,548万円ということでございます。残りの部分は運営費という部分になりますので、今後、県との協議の中で、県のほうの運営の予算等があれですので、そういう形の中で、今回の分は施設整備費として2,548万円を計上させていただいているところでございます。

○委員（植山利博君）

その2,548万円の中の実行委員会が使う分の、増額分が9,036万1,000円という理解でよろしいんですね。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

そのとおりでございます。

○委員（愛甲信雄君）

集計システムや仮設テント等に要する費用及び物品、看板とか、3億2,000万円を計上しているわけですが、個別に分かりますか。

○国民体育大会推進課競技・式典グループサブリーダー（川添哲弘君）

仮設電気設備工事と致しまして3,639万円、仮設給排水設備工事と致しまして2,908万2,000円、仮設建築物等ということで、先ほど言いましたプレハブ等、そちらにつきまして、1億6,416万7,000円でございます。集計システム仮設テントに物品、競技用植栽、看板、放送関係としまして、9,036万1,000円というふうになっております。

○委員（愛甲信雄君）

植栽とか、個別には分かりますか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

かなり費目をそれぞれ挙げて、積算をしておりますけれども、費目自体のかなり数が多いものですから、今から設計をしていって、今後、入札する部分の中で、この委員会の中でお話しできるか

という、ちょっと控えさせていただければと思っております。

○副委員長（松枝正浩君）

国分運動公園の高圧受変電の設備の老朽化の状況についてお示してください。どのような状況ですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

国分運動公園の第1受変電設備ということで、運動公園に上がって行ってすぐのところなんですけれども、その受変電設備が設置後40年を超えていると考えています。改修履歴が分からないのでちょっとはっきりしたことは言えないのですが、全体的に取り替えたという経緯がないので、古くなっているということで、それを今回取り替えていきたいということと、そこから体育館にいたり、ナイター設備にいたりしますので、そこまでの配線替えまで含めて設計をしていきたいと考えております。

○副委員長（松枝正浩君）

今のお話でいくと、設計が終わったら工事までされるというようなことで捉えてよろしいのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

設計が終わりまして、金額等を見て、のちのち工事をやっていきたいと考えております。

○副委員長（松枝正浩君）

11月に体育館で都市問題会議が行われるんですけれども、その辺の影響というのはないと捉えていてもよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、老朽化はしておりますが、今のところ使えておりますので、問題ないと考えております。今後、工事をいつするかというのを考えながら進めていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

これは確認というか、念のためというか、10分の10の県の補助だということですがけれども、これをプロポーザルで発注したりする中で、ある意味では、県の様々な形での指導なり、調整なり、協議なりが行われると思うんですけれども、その辺の感触はいかがですか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

一言で申しますと、かなり厳しいです。先ほど委員が言われましたとおり、地元には利益を還元するためには、それぞれ分割して発注していけば、経済効果の部分でもかなり霧島市のためにという部分は出てくると思っております。我々も頑張っているんですけれども、県と致しましては、委員が言われますとおり、10分の10の県の補助が施設整備の部分であるという中で、まとめて発注したほうが、結局、経費的な部分とか、諸費用の部分の中で、抑えられる部分があるのではないかと、そういう状況等もありまして、今年の3月ぐらいまでずっと協議を続けてきました。その状況等もありまして、今回、どうしても組み換えという形になってしまったという状況がありますので、御了解いただければと思っております。

○委員（植山利博君）

多分ですね、10分の10ですから、金も出すけど口も出すということになりがちだと、想像はつきます。ただ、金は出しても口は半分ぐらいにしなさいよという形で、踏ん張っていただいて、大変でしょうけれども、そこら辺のしっかりとした交渉を求めて頑張っていたきたいということを求めておきたいと思えます。

○委員（前川原正人君）

今の植山委員の質問とちょっとかぶる部分もあると思うんですが、この説明資料の11ページの中で、今回3億2,000万円ということで繰越明許費で挙げられているわけです。その中で、国民体育大会市町村の施設整備事業が今回の2億5,511万9,000円と、これを割り崩すというか、パーセンテージに戻していきますと、だいたい80%が3億2,000万円のうちから支払われていくわけです。そうな

ったときに、後の20%はもうどうなるのかと。3億2,000万円で足りるのだろうかという気もするわけですが。県内全体です、全体のプールでいくとは思いますが、その辺の協議というのは、県の方とは、詰められていらっしゃるわけですか。

○国民体育大会推進課長（有満孝二君）

今、委員から御質問いただいたのは、馬術競技の全体枠として3億2,000万円で足りるのかということによかったでしょうか。馬術競技の部分については、先ほどもちょっと申しましたが、施設整備の部分とあと運営の部分とございます。まだ今後、2020年度にリハーサル大会が6月、本大会が10月という形になってまいります。その細かい部分の中での役員手当であったり、そういう費用等の部分については、今後また出てくるものになりますので、この費用のほかに県の運営費の補助対象部分の中で予算が出てくる形になります。

○スポーツ・文化振興課長（浮邊文弘君）

先ほどの山口委員からの質問で、私が雨漏りの修繕前と状況は変わっていないという発言をしましたが、状況が変わっていないのではなくて、止まった箇所もあります。いまだに雨漏りが止まっていない箇所もあって、修繕をした所については完全に止まっています。ただ、雨漏りが完全に止まりきっていないという状況ですので、先ほど申しあげました状況は変わっていないということではなくて、修繕した所からの雨漏りはないですが、落ちてくる場所については止まりきっていないという発言に訂正してお詫び申し上げます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時13分」

「再開 午前10時28分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（田島博文君）

議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の農林水産部総括について、御説明いたします。今回の補正予算は、（款）6農林水産業費の（項）1農業費において（目）3農業振興費で、農畜産物の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な施設整備を支援する経費などと、4畜産業費では、地域の中心的経営体の収益性向上等を図るための施設整備を支援するための経費を計上し、総額6億2千606万2千円を増額補正しようとするものです。以上、概要でございますが、詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

令和元年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料の6、7ページをお開き下さい。まず、6ページの（目）3農業振興費の農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、農業用ハウスの災害被害を軽減し、災害に強い施設園芸産地づくりを推進するため、十分な耐候性を備えていない農業用ハウスを所有する事業実施主体に対して、ハウスの補強や防風ネットの設置を支援するための経費62万9,000円を計上しており、財源につきましては、全て県費となっております。次に、7ページの農畜産物輸出拡大施設整備事業は、農畜産物の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するための事業で、お茶の施設整備を支援する経費3億円を計上しており、財源につきましては、全て県費となっております。次に、同ページの（目）4畜産業費の畜産クラスター事業では、農家戸数や飼育頭数が減少する中、畜産農家を始めとする地域の関係者が連携・集結した畜産クラスターの取組

を推進するため、本市の中心的経営体に対して収益性向上に必要な施設整備を支援するための経費 3億2,543万3,000円を計上しており、財源につきましては、全て県費となっております。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前島広紀君）

7ページの上に、農畜産物の輸出拡大を目指すとありますけれど、今回、お茶の関係かなというふうに思いますが、例えば量とか、輸出の現状はどういう状況なんですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

量につきましては把握しておりませんが、霧島製茶、ヘンタ製茶がアメリカ、ドイツ、カナダ、シンガポール、フランスというようなところに直接輸出されております。そのほか、業者を通じて出されているところが今吉製茶、霧島中央製茶、西製茶というようになっています。

○委員（前島広紀君）

聴きたいのは、輸出拡大を目指すという趣旨での3億円の補助金ということですので、例えば生産されている茶のどのぐらいが輸出されていて、拡大を目指すのであれば、どのぐらいを目標として目指すために3億円の補助をするのか、その辺りを聴きたいんですけれども。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

今回、7ページに記載しております西製茶についてですが、ここでいきますと平成30年度実績で20t、今回、整備します工場ですることができるものが45tということになりますので65t、これが輸出向けということになるかと思えます。

○委員（前島広紀君）

それは、てん茶なんですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

そのとおりです。

○委員（愛甲信雄君）

今、八幡課長から出ましたが、これは輸出しかできないんですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

そのとおりでございます。

○委員（厚地 覺君）

西製茶ですけれども、総事業費は幾らで、自己負担は幾らあるんですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

総事業費が6億4,800万円です。3億円が補助というふうになっております。

○委員（川窪幸治君）

説明書6ページの農業用ハウスの確認をさせていただきます。この農業用ハウスの災害被害の軽減ということになっているんですが、災害というのはどのようなものが災害になるんでしょうか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

ここでいう災害というのは、平成30年度の豪雨、台風等の災害によるというような経緯で事業ができておりますので、そういうものであると思えます。

○委員（川窪幸治君）

豪雨、台風ということで、事業内容のところにハウス筋交い補強というようなことが名目で書かれているので、そこは理解できる場所なんですけど、これまで関係者の方から要望が多いという認識でよろしいですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

昨年、要望を取りまして、今年度が初めての事業ということで2件上がってきたということでございます。

○委員（川窪幸治君）

新規事業ということになっておりますので、そこは理解するんですが、何件くるかも分からないということだと思っておりますけれども、補強がどの程度のものか詳しく金額が分からないんですが、ここに25万円とか書いてあるところなんです、どの程度の予想をされて、この金額になったんですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

先ほども申しあげましたとおり、対象の方々に要望を取って、2件が上がってきたということでございます。

○委員（前川原正人君）

今の関連になりますけれども、農業用ハウス強靱化緊急対策事業ということで、大体何㎡くらいが対象になっているわけですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

まず1件目が隼人住吉の方ですけれども、2連棟が2棟で775.2㎡、それと単棟が1棟の310.5㎡、もう1か所の方が溝辺町崎森の農場ですけれども、ここが4連棟が2棟で2,332㎡が対象になっております。

○委員（前川原正人君）

先ほど出ました受益者負担はないわけですか。例えば単棟幾らに対して何%という補助率になっていると思うんですが。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

事業費の二分の一以内ということです。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、今回、畜産クラスター事業ということで3億2,543万3,000円が予算計上されているわけですが、収益向上が目的の施設整備を行うということが大きな目的、目標だと思うんですが、この総事業費というのは幾らくらいなんですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

総事業費が7億1,028万7,920円となっております。（同ページに訂正発言あり）

○委員（前川原正人君）

約7億1,000万円のうち自己負担額というのが幾らくらいなわけですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

訂正いたします。先ほどの事業費は7億294万6,922円でございます。自己負担が3億7,751万3,922円でございます。

○委員（前川原正人君）

事業主体が農事法人になると思うんですが、従事者が何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

平成30年12月現在で労働者数11名となっております。

○委員（前川原正人君）

あくまでも補助事業で、収益を上げるための施策の一環だと思うんですが、これだけではないと思うんです。ほかにも様々な事業を駆使して、収益を上げるためのいろいろな努力をされていらっしゃると思うんですが、自己負担額が3億7,000万円、経営状況と返済計画について、行政の把握というのはされていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

現在、頭数が192頭おまして、生乳の販売額が2億4,339万7,000円です。今後、この整備をするに当たりまして、目標を令和6年で親を308頭にもっていきたいと。売上げを4億2,413万2,000円ということで計画をされているところでございます。

○委員（前川原正人君）

ということは、今後もまだまだ収益性があり、将来展望が見えると。そういう形での一つの理由付け、展望があるんだという見込みでの今回の補助事業だという理解でよろしいですね。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

そのとおりでございます。今回の一般質問の中でも山田議員のほうからスマート農業についてもありましたけれども、スマート農業の事業も取り入れながら計画されてきてまして、今、労働者不足とかいろんなことも含めて、労働力の軽減も含めた形での整備ということになっております。

○委員（前川原正人君）

私は、こういう補助事業を使って大いに規模拡大をやっていく、収益性の向上を目的とする事業は大いに活用するべきだと思うんですが、一番怖いのが、自己負担ですよ。一つの事業だけだったらまだいいんでしょうけれども、どんどんやっていくと自己負担だけで、補助事業があってもその返済が追いつかなくなったときに、どうなるのかなという懸念があると思います。ですから、そういうことまで含めた上で、今回の補助事業の採択ということになっているんだろうと思います。その辺の協議というのは、どのような議論をされていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

今回、この整備に当たりまして、融資を受けられるということになっております。これが日本政策金融公庫からの借入れをするということでございます。審査は、専門の方々がこの経営状況に合わせてこの計画がどうなんだというようなことも踏まえての採択になるということになっておりますので、その辺はしっかりと審査がされているというふうに思っております。

○委員（有村隆志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時46分」

「再開 午前10時53分」

○委員（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（愛甲信雄君）

お茶のほうに戻りますが、てん茶とはどういうものですか。

○農政畜産課主査（阿部弘光君）

てん茶とは抹茶の原料になります。栽培方法としては、覆下栽培したお茶の葉を揉まずに乾燥させたものが、てん茶となります。

○委員（植山利博君）

三つの事業の中で新規が二つで、それぞれ100%県の補助金ということですよ。この事業の推進に当たって、県のほうからこういう事業を行いますよということが、経営団体や生産者にあつたものなのか。若しくは、生産者や経営団体からの要望を受けて、市から県にその事業の導入の要望等をなされたものなのか。この事業の成り立ちを説明願えませんか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

まず、ハウスの強靱化については、先ほどもありましたとおり、平成30年度に災害があったということで、国から事業の案内が来ますので、対象の方々に事業が始まりましたので要望ありませんかということになるかと思っております。それから、農畜産物の輸入拡大については、今回は西製茶さんですけども、西製茶さんから今こういう計画をしたいということが担当に相談があつて、どういう形でいこうかということで事業を決めていったという流れになります。それから、畜産クラスターについては、先ほども申し上げましたとおり、霧島市のクラスター協議会というものもありますけれども県酪のクラスター協議会というものもあります。今回の場合は酪農でしたので、県のクラスター協議会のところに、第一牧場がこういう形で整備をしたいというような協議をされて、今回の事業導入をされたということになります。

○委員（植山利博君）



背景は大体わかりました。それで、農畜産物輸出拡大施設整備事業は新規事業で、事前評価表を見てみると、今のところでは今回で終わりですね。次年度以降は事業の予定が全くなく、予算要求の傾向も出ていないですが、鹿児島県が農業振興をする、特に霧島市がする場合には、輸出をお茶だけでなく他の農産物にしても、輸出拡大に力を入れることは非常に重要なことだと思っております。事業としては評価するが、単年度でなくて継続的に支援をしていく予定がなければ意味がないのではないかと。それと、施設整備も重要ですが、販路の確保がもっと大事だと思います。輸出となると、生産者が直接販路を拡大するための手立てというのは、国内よりも更に難しくなるわけですから、県や農協、市が積極的に販路拡大ということに取り組まなければ、予算措置を行わなければ施設整備をしても余り意味がないと思います。販路拡大のために財源確保する予定はないですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

今回の新規事業で、農業の稼ぐ力向上プロジェクト推進事業に取り組んでおります。その中で、本市の農畜産物等の知名度の向上のためのPR活動を行うとともに、生産者団体等における農畜産物の販売促進、6次産業化、有機JAS認証取得について二分の一をやろうということで、その中で海外に行かれるときの旅費の二分の一とか、そういう取組をしております。今回、手を挙げていらっしゃる場所もありますので、施設整備だけではなくて販路拡大に向けた取組という支援もやりますし、そのような話がありましたら、対象農家の方々にこういう話が来ていますよということで実施していきたいと考えています。

○委員（植山利博君）

事業名が輸出拡大となっております。輸出ということに限定しての施設整備だということでもあったので、輸出促進をするのであれば、東南アジア、中国、韓国あたりで日本の農産物に対する需要や安心安全、その辺に対する需要というのは非常に高まりを見せていると聞いております。直接販路の確保のために、この時期に市として積極的に汗を出し、知恵を出し、財源を投入することが求められていると思いますが、そのことについて継続的に財源をつけて、継続的に計画を立てて行う必要があると思いますが、部長、その辺の見解はいかがですか。

○農林水産部長（田島博文君）

今、課長も申しあげましたように、ハード事業的なものが、先ほど言われました輸出拡大事業であったり、昨年以前からTPP関連事業ということで、産地パワーアップ事業であったり、輸出へ向けた様々な施設整備の事業を提案させていただいてまいりました。私どもとしては、委員がおっしゃるとおりだと思っております。ハードだけを整備していいのか。ソフト面で支援をしていく必要があるのではないかとということで、先ほど課長が申しあげました農業の稼ぐ力向上プロジェクト推進事業、これは市単独事業で、販路開拓であったり、販路拡大であったり、そういうところを目指す方々へ資金的には僅かですが旅費であったり、そういう面の支援を今後も継続的にしていきたいということで、本年度から事業を立ち上げたところです。次年度以降についても、継続的に事業を行いながら、微々たるものですが、農家の方々への支援を継続していきたいと考えております。

○委員（植山利博君）

ぜひ、鹿児島空港を霧島市は持っているわけですから、特に東南アジアから東アジアへの販路開拓、そのためには、空港の機能が農産物の輸出に的確に対応できる空港ではないので、保冷、冷凍、そういう機能も含めて輸出に対応できる空港整備ということも、県と市が一緒になって積極的に取り組んでいただくことを求めていると思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農政畜産部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時03分」

「再開 午前11時05分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

れでは、議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の建設部関係について御説明申し上げます。今回の補正予算は、土木費の総額に6,125万円を追加し、補正後の額を41億430万2,000円とするものです。補正予算の内訳は、市道姫城中央線の歩道内に設置されている街路灯の撤去費125万円と国分城山公園研修センター展望台の外壁改修工事に係る経費6,000万円であります。以上で、総括説明を終わりますが、詳細につきましては、建設施設管理課長が御説明しますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

補正予算等説明資料9ページ、補正予算に関する説明書44から45ページ、(款)8土木費(項)2道路橋梁費(目)1道路橋梁維持費、道路橋梁維持総務管理事務事業125万円は、昭和63年に隼人地区の姫城温泉通り会が町の補助金を活用し、市道姫城中央線の歩道内に設置した街路灯44基を撤去するための経費です。この街路灯は設置から30年以上が経過し、既に道路占用許可期限も過ぎ、老朽化が著しく危険性があることから、占有者である設置者に対し補修又は撤去を命じるべきところですが、当該通り会は既に解散しており、構成員を特定するに至る資料も保管されていないことから、道路法第71条第3項の規定に基づき、市による簡易代執行を行うものです。補正予算等説明資料9ページ、補正予算に関する説明書46から47ページ、(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、公園改修事業6,000万円は、城山公園にある研修センター展望台が建築から既に40年以上が経過しており、外壁や屋上が経年劣化に伴いクラックや剥離が見られることから、外壁の改修工事を行うものです。なお、耐震診断の結果については、問題なしの判定を受けています。特定財源は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金3,000万円です。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今回、市道姫城中央線の街路灯の撤去ということで、簡易代執行という形を取られていますけれども、口述の中では、通り会自体が解散しており、構成員を特定する資料も保管されていないということで、設置義務者といえますか、それが確定できない状況での代執行というのは、これは今後どういうふう処理されていくのでしょうか。代執行という形であれば、当然に肩代わりというようところで、掛かった費用に関しては設置義務者とかに請求していく流れなのかなというふうに理解しているんですけども、誰に請求していいかわからないという状況での代執行というのが、いまいち理解しにくいところなんですけども、その説明を求めます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

この道路法第71条第3項にあります代執行なんですけども、所有者がわからないということで、連休前に一本ずつ、構成員の方がいたら申出をしてくださという公告を貼っております。結果的には申出はなかったところでした。今後、この予算が通れば、撤去を行いますけれども、撤去して一時的に保管します。その間にまた申出があれば、その人たちに請求はする予定でございます。

○委員（徳田修和君）

今からお金を払ってもらいますので名乗ってくださいと言われて名乗る方はなかなかいないのかなとは思いますが、設置に至る経緯が補助金を使っての事業であったにしろ、これは簡単に市の事業として撤去することはできなかったのでしょうか。その辺の検討はどのようにされていたんですか。やはり代執行でないといけないなというふうなところに至った経緯等が分かればお示しください。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

昨年的一般質問で久保議員も質問されたと思いますけれども、実際に通り会があれば、補助金を使ってこれを補修していく事業もあるということで説明していたと思うんですが、結局は通り会が誰も分からない、その構成員も分からないということで、今、大分危険な状態で、傘が下がっているんですけど、それも風でゆらゆらして、付け根も腐食しているということで、いち早く撤去したほうが良いという判断で、今回、補正を組ませていただきました。

○委員（徳田修和君）

ですので、設置のときに補助金を活用していたから、どうしても法の壁があって、市が直接できなかったのかなという理解なんですけれども、そこですね。金額的には125万円ですので、これを請求場所も分からないような代執行でしないといけなかったのか、普通に事業として市で撤去することはできなかったのかというところで確認を求めます。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

占用物に当たるものですから、やはり占有者が撤去するべき物ですので、できないと判断しました。

○委員（前島広紀君）

撤去した後は、新しい設置の要望といいますか、街灯が当然必要だったから建てたわけなんでしょうけれど、あとはどうなるんですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

地元から街路灯をというか防犯灯の話も出ているみたいですが、電気代とかそういうものが自治会の費用になるから、そこがうまくまとまっていないというのは聴いております。

○委員（植山利博君）

通り会の街灯で維持管理がなかなか厳しくなっているというのは、ここだけではなくてあちこちあるわけです。過去に一般質問で横川の街灯の問題も出ました。管理もできない、壊すこともできない、通り会を解散してしまえば誰の管理か分からない。元々、看板があったわけだけど、解散しているわけだから特定ができないということになって、市が代執行せざるを得なくなった。今回されるということには評価をします。あのまま放っておけば危ないし、事故等があれば責任問題も発生しますので、市が代執行をするという決断をされたことは評価をするものです。ただ、その後については、防犯等の役割も担っていた側面があるわけです。あとは自治会が防犯灯を設置してくれということになれば、補助をしながら設置をする。だけど電気代、電球代は自治会で持ってくださいよというのは筋ですから、そういうふうになるんだろうと。だけど、その負担ができるかできないかという話でしょうから、そこら辺のところは市民活動推進課や地元の方とお互いが共通認識、共通理解できるような取組を求めておきたいと思います。

○委員（阿多己清君）

城山研修センターの件ですが、今、工事請負費の予算計上とありますけれども、議決後になるんでしょうけれども、工事は予定としてはいつ頃なのか。当然、外回りの改修はされるんですけども、安全制で一時閉館といいますか、センターそのものを閉じてという工事になるのか、一部供用ができるのか、そこらを教えてください。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

外壁の塗装関係が主な工事となります。外側のほうに仮囲いを二重にしまして工事を行います。展望台のほうは工事期間中は使用できませんが、電気関係ありますので、事務室のほうは使います。隣にあります休憩所を一時、仮事務所と致します。

○委員（前川原正人君）

今回、6,000万円を掛けて改修工事をやられるわけですけども、これは内部の部分については検証・点検はされなかったんですか。外壁のみなんですか。

○建設施設管理課公園管理グループサブリーダー（桑幡孝志君）

今回の事業は、交付金事業ということで事業計画を持ってやっております、城山公園につきましては今回は外壁を、あと来年度も継続で申請をしておりますして、来年度に内部をお願いし、トイレと和室等の改修を主にする計画ではあります。

○委員（愛甲信雄君）

お願いがございます。この形、これはもうなるべく変えないでこのままずっといてもらいたい。なぜかという、こういう形の建物は全国に見て恐らくないと思いますので、今後、ひよっとすると話題になるような形だと思いますので、一応要望としてお願いします。

○委員長（有村隆志君）

今の答弁はなしでいいですね。分かりました。

○委員外議員（山田龍治君）

街路灯に戻りますけれど、過去にこのような事例で代執行したことがあるのかどうか。この事例をつくることによって、もしかすると同じようなことが出るとも思えないので、その対応まで含めて教えていただきたいと思います。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今まで代執行というのはしたことがないということでした。今後、また出てくる恐れもあるかもしれませんが、危険な状態で何も手を付けなくて、通行者にけがをするような、そういう危険性を感じた場合は、せざるを得ないと考えております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時23分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育部関係につきまして御説明いたします。令和元年度霧島市一般会計補正予算書（第2号）3ページをお開きください。今回の補正予算は、（款）10教育費のうち（項）2小学校費729万1,000円（項）3中学校費757万4,000円、総額1,486万5,000円を増額しようとするものでございます。内訳と致しまして、経済的理由により就学困難な児童生徒に対する貧困対策に係る経費及び学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士、いわゆるスクールロイヤーの支援を基に、いじめ防止体制を構築するための経費を計上いたしております。次に、5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の追加でございます。国分地区南部学校給食センターの給食調理・配送業務につきまして、現契約の消費税増税に伴う増額分を債務負担行為として設定するものでございます。詳細につきましては、各関係課長が説明いたしますので、御審査をよろしく願いいたします。

○学校教育課長（芝原睦美君）

学校教育課に関する令和元年度一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書は16、17ページ、22、23ページ、48から53ページ、令和元年度一般会計補正予算（第2号）等説明資料は10ページ、令和元年度一般会計補正予算（第2号）予算書に関する説明書の16、17ページをお開きください。（款）15使用料及び手数料（項）1使用料（目）9教育使用料（節）4幼稚園使用料において325万2,000円の歳入の減額を計上いたしました。これは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行され、幼児教育・保育料が無償化されることにより、10月以降の幼稚園使用料の歳入を減額するものです。

次に、予算書に関する説明書の48, 49ページ, 説明資料の10ページをお開きください。(款) 10教育費(項) 2小学校費(目) 2教育振興費(節) 20扶助費を729万1,000円を増額しようとするものです。内訳と致しましては、小学校要保護及び準要保護児童就学支援事業におきまして、本年度の要保護児童生徒援助費補助金の国の予算単価が増額になったこと及び入学後の追加申請により経費の不足が見込まれることから、所要の額を追加するものです。次に、予算書に関する説明書の50, 51ページ, 説明資料は引き続き10ページでございます。(款) 10教育費(項) 3中学校費(目) 2教育振興費(節) 8報償費, 9旅費, 11需用費757万4,000円を増額しようとするものです。まず、(節) 8報償費(9)旅費(11)需用費については、いじめ・不登校対策等子どもサポート事業に係るものがございます。これは、国の委託事業を活用し、スクールロイヤーによる法的見地からの支援を基に長期にわたって運用することができるいじめ防止体制を構築するための調査研究を行うものであり、201万6,000円を計上いたしました。充当している特定財源については、国庫支出金の委託金として、いじめ対策・不登校支援等推進事業費201万6,000円でございます。次に、(節) 20扶助費については、中学校要保護及び準要保護児童就学援助事業に係るものがございます。これは、本年度の要保護児童生徒援助費補助金の国の予算単価が増額になったことに伴いまして、経費の不足が見込まれることから555万8,000円を追加しようとするものです。以上でございます。

○学校給食課長(堀ノ内敬久君)

学校給食課に関する令和元年度一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。令和元年度一般会計補正予算(第2号)は5ページ、令和元年度一般会計補正予算(第2号)に関する説明書は58ページ、令和元年度霧島市一般会計補正予算(第2号)のうち、国分地区南部学校給食センター給食調理・配送業務の債務負担行為補正につきまして御説明いたします。国分地区南部学校給食センターは、開設当初から調理・配送業務を民間委託しており、平成29年度から令和4年度までの契約を締結しております。今回の債務負担行為補正につきましては、本年10月から消費税が増税となる見込であり、増税となった場合にはその額を加味した変更契約を締結する必要がありますことから、増額分についての債務負担行為を新たに計上するものであります。本年度の増税見込額につきましては既に当初予算にて予算化されておりますので、今回の債務負担行為補正は、令和2年度から令和4年度までを期間とし、その期間の消費税増税に伴う増額分の合計225万8,000円を限度額として計上いたしております。以上でございます。

○委員長(有村隆志君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員(愛甲信雄君)

学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士、いわゆるスクールロイヤーの支援とありますが、いじめもいろんな種類があると思いますが、何件ほどのいじめの件数があるのか、それと保護者が学校にどのようなことを言ってトラブルになっているのか、教えてください。

○学校教育課課長補佐(加治木徹君)

霧島市内のいじめの件数について、詳細の件数は今手元にはございませんが、平成30年度は約1,100件程度ありました。平成29年度が800件、平成28年度も同様の800件程度あります。そこには深刻ないじめもありますが、ぶつかって嫌な思いをしたという小さいいじめも含まれた全ての件数となっております。トラブルにつきましては、いじめによって学校に行きたくないというところで保護者から相談はあるんですが、まずは学校のほうで保護者同士の解決をしておりますので、弁護士に相談するような深刻な問題は、今のところはないところでございます。

○委員(山口仁美君)

トラブル等を法的に解決するといったところはスクールロイヤーの方々の役割ではあるんですけども、ここにはいじめ防止体制を構築するというふうに書いてあるんですが、この防止というのはどういったことを想定していらっしゃるんですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

具体的な事例等を基に、学校に弁護士が出向いて、いじめの予防、出前授業を行ったり、教員の資質向上のために学校現場におけるリーガルマインド、スクールロイヤーから見たいじめの法的対応等というような演題で教育講演会を行ったり、管理職研修会、校内研修会などで講話を頂く予定としております。

○委員（山口仁美君）

いじめの原因というのはいろいろあるわけですが、いじめをすると、こういったことが起きるからやらないほうがいいよという内容になってくるのではなかろうかと。法的にもこれは良くないことなんだというようなことを、弁護士というのはお話できる方なんだと思うんですが、そもそもいじめの原因にも触れていくような、いじめの予防の体制というのは、併せてとっていかれる予定でしょうか。それとも本事業の中でのみ、不登校対策であったりとか、いじめ予防の対策というのは行っていかれる予定でしょうか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

いじめについては、どの子供にも、それからどの学校にも起こりうるという認識です。そして、学校では小さいいじめも早く見つけて、それを解消していくということが重要であるという認識です。学校では日頃から、いじめのことについては、学級活動であるとか、校長の講話であるとか、折に触れて、機会を捉えて、指導を継続しておりますので、それに対して今度は法的な背景について、弁護士から児童生徒、教員へ御指導いただくということになります。

○副委員長（松枝正浩君）

弁護士を活用してということなんですけれども、どこの地域の方を採用して対処されるのかというところをお示してください。

○学校教育課課長補佐（加治木徹君）

今考えておりますのは、まず本市の顧問弁護士である野田弁護士、今年からいらっしゃる任期付きの弁護士である山田弁護士、それに合わせて県の弁護士会から推薦をしてもらいます。始良市の竹山真美弁護士、この方は霧島市の様々な協議会でもお世話になっておりますので、この方々に依頼しようと思っております。

○副委員長（松枝正浩君）

この支援は何回を想定されているのかお示してください。

○学校教育課課長補佐（加治木徹君）

弁護士の相談会が今のところ15回、学校におけるケース会議等に14回ほどお願いしようと考えております。ただ、この回数はあくまでも予定なので、場合によっては増えたり減ったりすることもあります。

○委員（前川原正人君）

今の質問に関連するのですが、弁護士の人数でいくと3名ないし4名で対応していくのかなと理解しましたが、これはローテーションでやられるという理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課課長補佐（加治木徹君）

今のところ3人というふうに考えているところなんですけど、いじめの出前授業等は各学校ですればたくさんございますので、この3人を中心として、できましたら県の弁護士会にお願いしようと考えているところです。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、国の事業で定額で201万6,000円という予算措置になっているわけですが、これまでの規定の顧問料とかがありますよね。それに見合った回数若しくは実働に見合った報酬と、そういう理解でよろしいわけですか。

○学校教育課課長補佐（加治木徹君）

竹山弁護士につきましては30分で5,400円という相談料になっておりますので、1時間相談すれば

1万円程度と、それに見合った相談料という形で予算は計上しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

小学校の教育振興費の中で、今回、要保護及び準要保護の就学援助の事業に対する補正が、小学校、中学校それぞれ出ているわけですが、今回の予算の足りなかった分、申請が新たにあったのか、不足になったのか、理由をお示しいただけますか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

まず、国の単価が上がったこと、あと一つ考えられますのが平成30年度から小学校におきましても入学前準備金の制度を活用させていただきまして、そちらの方の申請者の数が、市のほうで想定していた人数より少のうございまして、平成31年度に入学してからの申請者がその分後ろ倒しで上がってきたところで、不足が見込まれるということで今回計上させていただいたところでございます。

○委員（植山利博君）

国の単価が増額となったというような背景なんですけれども、これは消費税増税に伴って、要保護、準要保護を手厚くするというような考え方であるという理解でよろしいですか。

○学校教育課課長補佐（今村 靖君）

就学援助の中にも様々な種類がございまして、学用品費等につきましては100円上がっております。この辺りは消費税というところも見込んでということは考えられますが、大きくは新入学児童生徒学用品費等は増額率が高いですので、一概に消費税だけではないかと思われま。

○委員（植山利博君）

準要保護、要保護が手厚くなったという理解をするわけですが、これは国の算定基準が引き上げられて手厚くなったと。これは評価をするわけですが、財源は一般財源ですよ。全部市の負担という理解でいいんですか。それとも既に当初予算の中で交付税措置で国が面倒みているという理解でいいんですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

一般財源ですけども、国からの交付税措置がなされております。

○副委員長（松枝正浩君）

先ほどのスクールロイヤーの部分で、説明資料の中で、調査研究していくということで書いてあるんです。これは旅費が組んでありますけれども、これは弁護士の旅費と先進地の視察に行かれるということも考えてらっしゃるのか教えてください。

○学校教育課課長補佐（加治木徹君）

全国的に見まして、今、東京都の港区とか大阪府のほうで、このスクールロイヤーを活用した事業を行っているという情報を得ておりますので、そちらの先進地のほうにも視察をさせていただきまして、そのノウハウを霧島市でも活かしていきたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

要保護及び準要保護児童のところなんですけれども、最終的に現在で、対象児童数はどのぐらいになりますでしょうか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

現在の申請者数は小学校1,503人、中学校785人、計2,288人となっております。

○学校教育課長（芝原睦美君）

申し添えますが、これは今年度の申請者数ということでございます。

○委員（前川原正人君）

申請者数とおっしゃったわけですが、該当になった方であって、漏れもあったということですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

申請を頂きますが、その中で準要保護に認定できるかどうかということ審査いたしまして、認定される場合もあれば、認定されない場合、あるいは保留になる場合もございますので、確定して

いる数字というのは申請者ということになります。

○委員（山口仁美君）

申請者数ということは申込みをされた数ということですね。この中で認定される方というのが出てくると思うんですが、この数字はまだ出ていないという理解でいいですか。

○学校教育課長（芝原睦美君）

6月24日時点で認定された方の数を申し上げますと、小学校が1,354人、中学校が710人、合計2,064人でございます。

○委員（植山利博君）

幼稚園の免除を確認させていただきたいんですけど、325万2,000円という減額になっています。この前の文教厚生常任委員会の中で、公立幼稚園が4園、108人ということでしたので、大体、一人当たり月5,000円ぐらいかなと思うわけですけども。一人約5,000円の幼稚園の使用料が、月で大体54万2,000円で6か月分で325万2,000円になり、その分の減額だという理解でよろしいですか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（植山利博君）

そうすれば、来年度の当初予算に反映されるのは、この倍くらい、つまり650万円ぐらいという理解でよろしいですか。

○学校教育課主幹（福永清美君）

学校教育課では公立幼稚園だけを管理しておりますので、来年度ではそういった歳入も入ってまいりますので、予算書のほうには上がってこないことになります。

○委員（植山利博君）

来年度は上がってこないんですけど、今年度の当初予算に比べれば650万円ぐらいが出てこないという理解でいいですか。

○教育部長（中馬吉和君）

委員がおっしゃいますように、今年の歳入予算額約556万9,000円だったわけですが、この分が出てこないということになります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時52分」

「再開 午後12時56分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（武田繁博君）

議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）のうち、商工観光部関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算は、商工振興課所管の低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業に係る経費と観光課所管のテレビ、WEB等を活用し、本市への誘客と地域経済の活性化を図るための経費、国民休養地における利用者の利便性向上等を目的としたトイレ新設に係る経費の三つの事業に係る増額補正を行うものです。以上で、概要説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課長（池田豊明君）

商工振興課に関する補正予算について御説明いたします。資料につきましては、令和元年度一般



会計補正予算（第2号）に関する説明書の42から43ページ、令和元年度霧島市一般会計補正（第2号）等説明資料の8ページになります。霧島市一般会計補正（第2号）等説明資料で御説明いたします。8ページをご覧ください。（目）商工業振興費のプレミアム付商品券事業において、消費税・地方消費税の引上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主を対象としたプレミアム付商品券の販売や取扱事業者の公募・換金等の事務を行うための経費として、9億8,763万4,000円を計上しております。主なものとしまして、プレミアム付商品券（販売）事務に係る経費を委託料で、3,943万4,000円、プレミアム付商品券（公募・換金）事務に係る経費を負担金補助及び交付金で、9億4,400万円を計上しております。財源としましては、プレミアム付商品券事業に係る事務費を国庫補助金で2億4,763万4,000円、プレミアム付商品券の販売売上収入を雑入で7億4,000万円を計上しております。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○観光課長（宝徳 太君）

続きまして、観光課の一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。霧島市一般会計補正予算（第2号）等説明資料の8ページをご覧ください。今回の補正は、（目）観光費の観光客誘客事業において、平成30年3月の新燃岳噴火によるマイナスイメージや大河ドラマの放映及び明治維新150周年記念事業が終了したことから、より一層の観光客誘客活動を推進するため、「いざ霧島キャンペーン実行委員会」が実施する総額800万円のKIRISHIMAポジティブプロモーション事業費の二分の一を助成するもので、負担金補助及び交付金400万円を計上しております。次に、9ページをお開きください。（目）施設管理費の霧島高原国民休養地管理運営事業においては、以前より国民休養地の利用者からトイレ設置の要望が多いことや今後開催される国民体育大会馬術競技及び全国和牛能力共進会に備え、利用者の利便性向上を図るためにトイレを新設するもので、委託料207万8,000円、工事請負費3,283万5,000円他、合計3,513万7,000円を計上しております。なお、財源は、県補助金の地域振興推進事業費の1,745万6,000円となっています。以上で、観光課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

トイレの新設についてなんですが、どのぐらいのトイレを想定されていますか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

具体的な設計はこれからになりますけれども、現時点では50㎡ぐらいの大きさで考えているところでございます。

○委員（徳田修和君）

関連ですけれども、設置する位置と、今、仮設トイレも何か所かに分けて置いてあると思うんですけれども、あの対応はそのまま続けられるのか、その辺をお伺いします。

○観光課長（寶徳 太君）

現在、仮設ではなくて常設で西側に二つございます。今度新設するトイレの位置につきましては、北東側の芝の一角に設置する予定です。

○委員（厚地 覺君）

詳しく設置場所を説明してください。

○委員長（有村隆志君）

地図がありますか。

○観光課長（寶徳 太君）

現在ここに手持ちがございませんので、早急に設置場所につきましては、位置図等をお示しいと思います。

○委員（厚地 覺君）

このトイレの問題につきましては、以前から要望があり、一般質問もしたことがあるんですけども、今までなかなか結果が出なかったわけです。これは洋式ですか、和式ですか。ほかのトイレを見ても全て和式なんです。以前から身体障がい者あるいは高齢者に配慮するように手すりも付けてくれと言っても付いていないんです。ですから、その辺も配慮しますか。

○観光課長（寶徳 太君）

今回のトイレにつきましては全て洋式でございます。当然、障がい者用トイレも設置してございまして、手すりもございます。

○委員（厚地 覺君）

従来のものは浄化槽なんです。今回、ここも区域内に入っているわけですから、下水道でやるんですか。

○観光課長（寶徳 太君）

下水道に接続する予定です。

○委員（厚地 覺君）

男女別に何基くらい設置されますか。

○観光課観光地づくりグループ長（松崎義美君）

男子便所で大便器を2台、小便器3台、それから女子便所が大便器を4基設置予定でございます。

○委員（厚地 覺君）

さっき、場所の問題をいいましたけれども、今回の10連休中は700名から800名キャンプに訪れたと。トイレがないものですから、コンビニに駆け込んで、「うちには買い物はしないでトイレばかり来る」とこぼしていたんですけども、あの上のほうには設置はできないですか。というのが、今のコンビニに大型バスも来るんです。買い物もせずにトイレだけ使うということです。この前の10連休も上のほうでキャンプをしていたものですから、その辺の配慮はできないですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

今、想定しているのが、楕円形の馬場があるんですけども、そこの一番北側といいますか、その芝生のエリアを想定しております。と言いますのも、その対角線上に既設のトイレがございまして、そこが造成工事もそんなに要らない平場ですので、そのもう少し北側に斜めの土地がございまして、今そこにはエコハウスのモデルハウスが建っているんですけども、あそこは傾斜地です。その傾斜地に建てるとなると雨水の管理とか、その辺が非常に難しくなるということもございまして、平地のほうがいいのかなというほうに今考えているところでございまして。敷地の中では一番コンビニに近い所ではあります。

○委員（厚地 覺君）

それと、グラウンドゴルフ場と霧島ゴルフ場の間にあるあれは指定管理に入っていないんですか。

○委員長（有村隆志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後1時09分」

「再開 午後1時10分」

○委員（有村隆志君）

再開します。

○観光課長（寶徳 太君）

今の御指摘の場所につきましては、一応指定管理の区域内には入っているようでございます。

○委員（厚地 覺君）

指定管理者に聴いてみたら、あそこは市が直接やっているの、私どもには関係ないですと。ただ、グラウンドゴルフ場のあそこには仮設トイレが設置してありますけれども、あれは我々が管理していますと。以前も指摘したんですけども、駐車場も完備して立派なトイレがあるんですよ。だけれど、あれは汲み取りなものですから、女性用、男性用の入口にはベニヤ板が打ち付けられて使

用禁止になっているんです。その辺は御存じなかったですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

休養地の中のトイレは全て確認したところですけども、そこは確認しておりませんので、早急に確認したいと思います。

○委員（厚地 覺君）

立派な駐車場もあるし、広いトイレもあるわけですから、汲み取りであろうと何であろうと、下水道を設置して市が管理するのであれば、やるようにすれば、相当利用もされると思うんです。ほったらかしにしているから、ああいう結果が出るわけです。その辺も調査していただきたいです。

○委員（前川原正人君）

プレミアム付商品券についてお聴きをします。まず、対象要件です。いわゆる非課税世帯であったり、複雑な要件になっていると思うんですが、そこをお示しいただけますか。

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

今回の対象要件なんですが、購入の対象者は2019年度の住民税の非課税者になります。それは課税基準日が2019年1月1日となって、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、保護者等は除きます。あと、3歳未満の子で、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主が購入対象となっております。

○委員（前川原正人君）

対象要件が決まっているわけですけど、霧島市内でどれぐらいの人数になるのかお示しいただけますか。

○商工振興課長（池田豊明君）

今回の対象者につきましては、非課税世帯と子育て世帯も入るわけですが、約3万7,000人を対象としております。そのうち、非課税者のところについては約3万2,000人、3歳以下のところにつきましては4,500人ほどを対象者として設定しています。

○委員（前川原正人君）

これはあくまでも国策なので、従わざるを得ないという気持ちは分かるんです。ただ問題は、経済波及効果。全体ではなくて一部という言い方は語弊があるのですが、今おっしゃったように3万7,000人の人たちが対象にはなるんですけど、それに対する経済効果を、どれぐらいと想定していらっしゃいますか。

○商工振興課長（池田豊明君）

今回につきましては、対象者が低所得者と子育て世帯という形で、そこが消費税の税率のアップに対して消費の下支えをすることが目的でありまして、今回、そのことについても経済効果という形では意識はしておりません。2万5,000円が券面額なんですけど、ただ単純に、今の対象者の約半分ぐらいが、それを購入し、それで商品を買うような形になれば、約4億5,000万円ほどが市場に出るということで、その分が消費の喚起にはなるというふうに考えています。

○委員（植山利博君）

今、対象者は3万7,000人と言われましたけれども、非課税の方という認識なのか、非課税の世帯という認識なのか、そこをもうちょっと明確にお示してください。

○商工振興課長（池田豊明君）

3万7,000人のうちの非課税の対象の方というのは、非課税者として3万2,000人ほど設定をしております。世帯ではなくて人ということです。

○委員（植山利博君）

一人の限度額は2万5,000円までは買えるという理解でいいですよ。

○商工振興課長（池田豊明君）

券面額としては2万5,000円の商品券を2万円で買えるということになります。

○委員（植山利博君）

プレミアム率は2割強という理解でいいですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

プレミアム率としては25%が付いているということになります。

○委員（植山利博君）

7億4,000万円が収入という積算ですよ。これは、例えば1,000円の商品券とか500円とか、幾らの商品券を何枚発行される予定ですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

今回の2万5,000円の商品券ですが、5,000円つづりが5冊買えることになります。今回の7億4,000万円については、冊数でいきますと、3万7,000冊を5回分ということで、5,000円の分が18万5,000冊を対象者が全て買ったときの計算で出しております。

○委員（植山利博君）

5,000円分が1冊ということは5,000円分は1,000円が5枚ということでもいいんですか。500円があるんですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

5,000円につきましては500円券が10枚つづりとなっております。

○委員（植山利博君）

ということは1,000円の商品券はないという理解でいいんですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

1,000円の商品券はございません。

○委員（植山利博君）

それだけの枚数を準備され、これは不特定多数の人が買えるということで、上限額が決まっておりますけれども、これまで完売しております。そうすると、今回想定されるのは、低所得者が多いわけですが、果たして低所得者が商品券を買う可能性、余裕があるかどうか。2割5分のお得感があるだけでも、商品券を先行投資といいますか、どれぐらい買う動機付けになるかということをお勘案して、何%ぐらいが売れる見込みを立てておられますか。全額売れることを想定しているのか。初めての経験なんですよ。これまでは全額売れていますから。いかがですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

確かに植山委員が言われるとおり、今回初めての取組になります。申請を対象者に出しまして、申請が返ってくるときに大体分かってくるんですが、現在としては全く想定できていないのが現状です。

○委員（植山利博君）

私はこれまで再三、一般質問の中でも、福祉という視点の入った商品券だと。これまでの商品券とは全く性格を異にしますよ。だから販売方法は個人情報の問題も含めて検討する余地がありますよということは言い続けてきたわけですけども、販売方法はどうされるおつもりですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

販売については、今、金融機関のほうを予定しております。個人情報の件につきましては、確かに販売員と個人がそこで会って、引換券によって販売するわけなんですけど、個人情報については、その本人が住所、氏名を書かれた書面を持ってきて、身分照見を見せてもらって対応する場合、その書いてある書面等を一時的に閲覧するという場合につきましては、個人情報の取得ということにはならないということで、国の見解も出ております。また、今後、委託をしていくわけなんですけど、そのときには委託先と個人情報の特記事項を結んで、守秘義務は厳守してもらうような形でやっていきます。補足ですが、今回、引換券につきましては、子育て世帯と低所得者の分について、全く区別はされておられませんので、実際、交換に来られたときに、その方が子育て世帯なのか非課税世帯なのかというのは特定はされないということになりますので、そこは大丈夫ではないかなと思っております。

○委員（植山利博君）

販売は金融機関にお願いするということでした。金融機関ということは、これまで商工会、商工会議所とも協議をしながらということでしたが、商工会、商工会議所での販売はないという理解でよろしいですか。

○商工振興課長（池田豊明君）

販売については商工会、商工会議所ではありません。

○委員（植山利博君）

これまではプレミアム付商品券については、商工会も別メニューで追加事業をそれぞれやっていたわけですが、商品券で買われた場合は、もちろんプレミアムがありますけれども、それに上乘せをして独自のサービスメニューをやっていたわけですが、今回は個人情報という点があるということで取りやめられたと聞いております。先ほど経済効果については予測ができないということでしたが、金融機関ということを知り初めて私も知ったわけで、金融機関に対する取扱手数料というのが発生するわけですが、この辺も含めた形の福祉政策ではあるけれども、消費の喚起ということ言えば、どうしてもその経済波及効果というのは一定の尺度で判断すべきだと思うんです。この事業が終わった暁には、この事業の経済波及効果がどれぐらいあったものかということを検証される予定がありますか。

○商工観光部長（武田繁博君）

最大売れた場合が9億2,500万円ということでございます。先ほどの植山委員の質問の答えにもなるんですけども、低所得の方が買えるかどうかということ。これは先ほど課長が答弁したように、5,000円を5回買えるんですね。引換券を持って来られると、そこで1回で買ってもいいですし、5冊買っていいですし、今月はお金がちょっと不足しているから5,000円にしておこうとか1万円にしておこうとか、そういう形で買える期間も5か月程度ございますので、そこは25%のプレミアムが付いているということで、子育て世帯、低所得者世帯、いずれも買っただけののではないかなというふうに考えているところですけども、確かに、その経済効果というのは購買額を基にして、どれぐらいあったのかというのは検証すべきと考えています。

○委員（植山利博君）

再度確認しますが、引換券で5,000円を5冊の25,000円までとのことなので、今回は特定の人が例えば10冊買ったり、20冊買ったりすることはできないシステムになっていると思います。ただ、これまでもプレミアム事業をすると、隙間を抜けて想定する以外の良からぬことが発生している。しかも、プレミアムの額が2割5分と大きく、これを例えば温泉券、マッサージ券とかに流用するケースもあると聞かれますが、その流用防止対策などは検討されていませんか。

○商工振興課長（池田豊明君）

先ほどの答弁でもお話ししましたが、引換券を持って来ていただくときは、当然、御本人の身分証明、マイナンバーや健康保険証で確認をさせていただきます。代理で持って来られる方がいるので、その場合はどういう間柄なのか、代理の方の身分証明を控えておくようにしております。

○委員（前島広紀君）

先ほど低所得者の説明の中で、生活保護受給者は除くと聞こえたような気がしますので確認をさせていただきたいのと、そうであれば、除外する根拠を伺いたい。

○商工振興課主幹（梶 敏行君）

今回の非課税者の抽出は、これまで福祉が実施してきた臨時福祉給付金の対象者の抽出と同じやり方となっておりますので、条件としては1月1日現在、所得のない方で扶養に入っていない方となり、生活保護者を除くというのが、今回の国から示された基準となっております。

○委員（前島広紀君）

国の基準ということで何も言えなくなりますが、消費税とか地方消費税の引上げによる世帯の消費に与える影響を緩和するとありますけれども、この辺りは少し矛盾するのではないかと思います。

その辺りに関して市の考え方はどうですか。それと、今までもいろいろな事業において低所得者の定義から生活保護受給者は外されていたということですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

生活保護受給者を今回、対象者にしないということにつきましては、国の基準ということで、市の単独で独自に支給というわけにもいかないというところを御理解いただきたいと思います。今までの支給に関しては、私どものほうでは把握しておりません。【36ページに関連の答弁あり】

○委員（山口仁美君）

確認ですが、商品券を使われる方は、生活必需品を買うことになると思いますが、買える場所とは限定をされますか。

○商工振興課長（池田豊明君）

商品券が使える事業所については今後、公募していくわけですが、国が示しているとおおり、市内の店舗であれば応募できるので、特にできないお店ということで絞ることはありません。

○委員（愛甲信雄君）

観光課に戻りますが、いざ霧島キャンペーン実行委員会はどのようなものか。それと、霧島ポジティブプロモーション事業を詳しくお示してください。

○観光課長（寶徳太君）

いざ霧島キャンペーン実行委員会は、我々も含めてですが、官と民が一体となって誘客事業を図る組織でございます。具体的には観光協会、商工会議所、商工会、その他温泉組合等が加盟している団体でございます。あと、霧島ポジティブプロモーション事業の詳細につきましては、いろいろとあり、話せば長くなりますが、簡単に言いますとメディア等を活用して霧島に誘客を図る事業でございます。個々の事業等の詳細につきましては、観光課においていただければお示しできます。

○委員長（有村隆志君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後1時30分」

「再 開 午後1時30分」

○委員（有村隆志君）

再開します。

○委員（前川原正人君）

プレミアム付商品券ですけれど、先ほど山口委員からもありましたとおおり、取り扱う事業者は、あくまでも市内の業者ということが大前提になるわけですが、どういう業種をどこまで広げるかというのは国が示した一つの指針や行政である程度柔軟な対応ができると思いますが、この事業者への説明をどのようにお考えなのか、お聴きしておきたいと思います。

○商工振興課長（池田豊明君）

国からは、市内の店舗に幅広く募集をかけてくださいということで大型店舗や地元の事業所というような形で区別はしないようになっております。今回の公募につきましては、商工会や商工会議所を予定しておりますので、その会員や市からも広報誌を使った形で呼び掛けをして、募集を掛けていく予定にしております。

○委員（前川原正人君）

行政としては、商工会や商工会議所を中心にした募集とならざるを得ないというも分かるが、例えば商工会や商工会議所に入っていない事業者もいらっしゃるわけですね。そういうところも対象にするべきだと思いますが、それについてはどうですか。

○商工観光部長（武田繁博君）

今回、プレミアム付商品券の事業につきましては、大きく三つの柱がございます。商品券の販売、業者公募、業者が購入した後の換金でありますけれども、公募と換金のところにつきましては商工会や商工会議所に事務をお任せする予定ですが、公募する場合には広く一般にということで、

会員以外も当然公募があつて、申請があれば認められるということでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで商工観光部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時36分」

「再開 午後1時40分」

○委員長（有村隆志君）

次に、保健福祉部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の保健福祉部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。今回の補正予算の主なものは、施策3-2、安心して子どもを産み育てられる環境の充実において、子育て環境の整備と充実を図るため、保育所等整備事業に補正予算を計上しました。具体的には、清水保育園他4施設分の保育所の施設整備に対する補助、その他介護保険特別会計繰出金、障がい者福祉総務管理事務事業、地域介護・福祉空間整備事業、児童福祉総務管理事務事業、子どものための教育・保育給付事業、予防接種事業のほか、新規事業として、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金、子育てのための施設等利用給付事業において、追加補正を計上するものです。なお、詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

はじめに、子育て支援課関係予算について説明申し上げます。予算に関する説明書は歳入が14から15ページ、18から21ページ、24から27ページ、歳出が34から37ページ、予算説明資料は3から5ページでございます。なお、各課の説明は予算説明資料により説明申し上げます。予算説明資料3ページ、保育所等整備事業につきましては、子供を安心して産み育てることが出来るよう教育・保育環境の充実を図るとともに増加する保育需要に適切に対応するため、社会福祉法人が実施する保育所等の整備に対して補助を行うものです。具体的には、平成31年4月に民営化し、現在は学校法人国分教育学園が運営されている清水保育園の建替え他4施設に対する補助金として4億9,086万2,000円を計上いたしました。特定財源として、民生費国庫補助金の保育所等整備交付金4億3,632万1,000円を充当しております。次に、予算説明資料4ページ、児童福祉総務管理事務事業につきましては、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金及び幼児教育無償化に係る事務費等として1,680万円を計上しました。特定財源として、民生費国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費40万円、民生費県補助金の子ども・子育て支援事業費1,640万円を充当しております。次に、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金につきましては、子供の貧困に対応するため、未婚の児童扶養手当受給者に対しての臨時的給付金350万円を計上しました。特定財源として、民生費国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費を350万円充当しております。次に、予算説明資料5ページ、子どものための教育・保育給付事業につきましては、本年10月からの幼児教育無償化に伴い、幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3歳から5歳及び3歳未満の住民税非課税世帯の児童の利用料（保育料）の無償化を行うための扶助費、2億5,079万2,000円を計上しました。特定財源として、民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費1億4,892万8,000円、民生費県負担金の子どものための教育・保育給付費7,446万4,000円を充当し、私立保育所負担金の充当額を4,706万7,000円減額しております。次に、子育てのための施設等利用給付事業につきましては、本年10月からの幼児教育無償化に伴い、認可外保育施設、預かり保育事業等に係る利用料（保育料）の無償化を行うための扶助費、2億2,251万9,000円を計上しました。特定財源として、民生費国庫負担金の子育てのための施設等利用給付費1億1,125万9,000円及び民生費県負担金の子育てのための施設等利用給付費5,562万9,000円を充当しております。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

す。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

続きまして、長寿・障害福祉課関係予算について説明申し上げます。予算に関する説明書は歳入が20から21ページ、26から27ページ、歳出が34から35ページ、予算説明資料は2から3ページでございます。まず、予算説明資料2ページ、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護報酬改定等に伴い、電算システムを改修するための必要経費分として、一般会計から特別会計への繰出金93万5,000円を計上しました。次に、障がい者福祉総務管理事務事業につきましては、本年10月からの幼児教育無償化に伴い、就学前の障がい児等の発達支援に係る利用料の無償化に対応するため、電算システムを改修する委託料32万円を計上しました。特定財源として、民生費県補助金の子ども・子育て支援事業費32万円を充当しております。次に、予算説明資料3ページ、地域介護・福祉空間整備事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう民間事業者が実施する介護基盤の整備に対して助成を行う経費4,770万円を計上しました。特定財源として、民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を4,770万円充当しております。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○健康増進課長（林 康治君）

続きまして、健康増進課関係予算について説明申し上げます。補正予算に関する説明書は歳入が20から21ページ、歳出が38から39ページ、予算説明資料は6ページでございます。予算説明資料6ページ、予防接種事業につきましては、風しんの発生・まん延を予防するために、国の風しんの追加的対策に基づき、風しんの抗体検査・予防接種を実施するものです。具体的には、過去に公的な予防接種の機会がなく、抗体保有率が低い昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性を対象として、委託医療機関等による抗体検査を行うとともに、抗体が不十分な人についてはワクチン接種を行うための経費2,885万2,000円を計上しました。特定財源として、衛生費国庫補助金の疾病予防対策等事業費1,128万9,000円を充当しております。以上で、議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

地域介護・福祉空間整備事業の中で小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防拠点整備費用及び施設開設等準備経費とあるんですが、何事業者くらいでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田 勇君）

1事業所の予定でございます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の3ページで、地域介護・福祉空間整備事業で4,770万円が予算計上されているわけですが、場所はどこを予定しているのですか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田 勇君）

ホームページで募集もしたところなんですが、国分、隼人地区で募集をかけております。

○委員（前川原正人君）

募集して応募があって、その上で補助金が支出されていくという形をとるわけですが、例えば今度、予算が成立して、その後、施設の自己負担などについてはどのようになるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

今回、小規模多機能型居宅介護事業所が3,200万円、介護予防拠点こちらが850万円、開設準備資金が720万円という内訳になっております。当然、これを超えた分につきましては自己負担ということになります。

○委員（前川原正人君）



聴くところによりますと、やはり小規模多機能の施設の運営というのは経営が大変厳しいと。実際見せていただいたんですが、大体18人までとか、本当に小規模の人数を収容して、そこで対応するというのがあるわけです。実際、撤回したり、休止したりということもお聴きしているんですけど、こういう事業を導入はしないけれども、経営はうまくいっているのかなという疑問が残るんです。これまでの実績等を見て、その辺についての分析はどうですか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

6月27日現在、霧島市内に小規模多機能型居宅介護事業所が17事業所ございます。うち1事業所につきましては休止中という状況でございます。その休止中の事業所も、長い間休止中ではございませんけれども、それ以外の所につきましては、休止したい、廃止したいという相談等もございませんので、適切な運営がなされているんだと思いますが、細かい分析については行っておりません。

○委員（前川原正人君）

これ自体を否定するわけではないですが、どうしても経営が厳しくなると思うんですね。実際、今おっしゃったように17事業所あるうちの1事業所が休止して、それだけ採算性が悪いのではないのかなと。そういうこともお聴きするわけですが、いつもこういう事業があるわけですか。例えば選挙のときだけとか。3、4年に1回とか。周期的なものがあるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

介護保険事業計画、霧島市すこやか支えあいプラン2018、こちらが平成30年度から来年度、令和2年度までの3年間の計画でございますけれども、この3年間の計画期間中に施設整備をどれだけするかというところについて計画を立てています。

○委員（前川原正人君）

ということは、計画に沿って今回の予算になって、そして目標値とする施設数というのを市のほうでも持っているという理解になるわけですね。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、幼稚園については、この前の文教厚生委員会の中で議論をさせていただいたんですが、今度は先ほどの課長の説明でおっしゃったように、本年度の10月1日以降、幼児教育無償化によりまして、幼稚園そして保育園、認定子ども園等を利用する3歳から5歳及び3歳未満の住民税非課税世帯の園児の利用と。平たく言うと保育料ですね。これの無償化を行うということになるわけですが、幼稚園では大体108人になるということで報告いただいているわけですが、全体の保育園及び認定子ども園等の無償化になる人数は、非課税世帯という条件がありますので、どれぐらいの人数になるのかお示しいただけますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

保育料関係の無償化になりますけれども、今回、二つの事業を準備しております。一つが保育料そのものを無償化するもの。もう一つは、一時預かり又は認可外施設等を利用する方の無償化に係る分ということになります。まず、保育料そのものを無償化する部分につきまして、本課で把握している数字でございますけれども、3号につきましては非課税世帯ということになりますが、1号、2号、3号合わせて大体3,300人程度を見込んでいるところでございます。

○委員（前川原正人君）

資料の新規事業事前評価書の中に3,100人程度であろうということを出ているわけです。ほぼ、そういう人数であろうと。お聴きしたいのは詳細な部分です。1号認定、2号認定、3号認定が、それぞれ幾らぐらいの人数になるのかということを示していただければと思います。

○子育て支援課長（砂田良一君）

3号認定からいきますが、非課税世帯ということになりますけれども、約250人を見込んでおります。それから2号認定ですが約2,000人を見込んでいるところでございます。1号認定が約1,100人

ということで予定しております。

○委員（前川原正人君）

一つ、問題点として捉えていただきたいと思うんですけど、無償化には確かになるんですね。ただ幼稚園とは違っていて、厚生労働省管轄になるというのは先ほど課長の説明でもあったわけですけども、給食費関係、この辺についての高騰が懸念されるんじゃないかということも言われているわけですけども、その辺の園との協議、議論というのはされてはいらっしゃいますか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

給食費につきましては、今回の無償化を受けまして、無償化の恩恵を受けるためには給食費を新たに払うことになれば、無償化の影響がないというふうなことで、年収360万円未満の世帯については、給食費部分の中の副食費、いわゆるおかず代のほうは、公定価格の中で算定しましょうという議論がされているところでございます。

○委員（前川原正人君）

それは御書物の中でその分が出てくるんですよ。年収360万円以下の部分については影響はないよと。要は、それ以上の人たちに影響があるんだということで、国のほうも示しているわけですけども、本市をそれに当てはめた場合、どれぐらいの方たちがいらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課主幹（富田正人君）

年収360万円以上の副食費のほうで徴収になる方の人数については、今のところ細かい数は把握していないんですけども、今まで徴収していた従来の保育料を超える形の給食費にはならない形になっております。今までより負担が増える形にはならないと考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

法的な婚姻のない方、一人親が臨時的な給付と、特別給付ということですけども、臨時的ですから単年度に限るということなんでしょうけれども、事前の評価を見ても令和元年度だけの350万円の計上になっております。国は将来的には継続的というようにも視野に入れていると聴いているんですが、これはもうぜひ続けていく必要があるかと思うんです。現時点での見通しはどうですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

我々が今、聴いているところによりますと、単年度というようことになります。この背景には子供の貧困、まずはそれを解消しようということで児童扶養手当を受給している一人親、なおかつ未婚の一人親ということになりますけれども、背景には税制上の中の寡婦控除がございまして。未婚の一人親については、現在、寡婦控除の適用が受けられないことになっております。国の2020年の税制改革大綱の中で、未婚の一人親に対する寡婦控除の適用をどうしようかということ今検討しているということですので、その状況によっては、今後も引き続きあるのではないかと考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

そういう意味では、未婚の法的に結婚をしてなくて、子供さんを育てている女性が、ここの積算では200人程度いるいらっしゃる。1万7,500円ということですので、総額でも350万円ということですが、国も2020年から不公平感があるから何とかしようということなんでしょうけれども、これは新規事業で今回限りで事業として実施する以上は、もし国が2020年度にできなくても、市単独でも続けるべき事業と、私はそういう思いがあるんですが、そういう検討はないんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

現在、御指摘のような検討を致しておりませんので、また今後、御意見を含めて検討できればと考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの認可外施設も今回、保育料は無償化になるという一つの国の指針が出ているわけです。ただ、認可外施設で国の指導監督基準を満たさない施設は、不適切と判断した場合は、給付を停止

できるという条件がついているわけですが、そうなったときにその分、行政側の負担といえますか、それを点検し、検証し、そしてそういう事務等が出てくると思うんですけども、そういうのは5年間の中でやっていけばいいとは思いますが、今回の無償化によって、施設へのそういう説明は市としてされていらっしゃるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今回の無償化関連の事業につきまして、今、本課で考えているところでは、来月7月に認可外を含めた認可保育所等を集めて、事務説明会を開いて、今後の事務取扱いについて、現在の段階で分かっている分について説明していきたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

課長がおっしゃる年収360万円未満、その部分で国の基準では保育料に含まれていた3歳ないし5歳児の給食費のおかず費を実費徴収することになるということがうたわれているわけですね。そうなったときに、霧島市ではそういった人たちの対象者はいないという理解でよろしいんですか。

○委員長（有村隆志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後2時17分」

「再開 午後2時20分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

今回の無償化に伴いまして実費徴収される副食費については、無償化に伴って実費徴収分も上げるということは、事業者等と保護者の間で厳密に協議するというようになっておりますので、極端に上がるというようなことはないと思います。

○委員（植山利博君）

今のところをもう一回、正式な質疑の中で確認しますが、当然、実費徴収する、例えば給食費であるとか教材といろんなものもあるでしょうから。そういうものについては消費税の上がるその2%の分が反映される可能性はあるという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

植山委員の見解のとおりでよいかと思えます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで保健福祉部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時21分」

「再開 午後2時24分」

#### △ 議案第51号 令和元年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第51号、令和元年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

議案第51号、令和元年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を御説明申し上げます。今回の補正予算は、介護保険法等の改正に適切に対応するための介護保険事務処理システムの改修を行うにあたり、所要の経費を追加計上するものでございます。補正予算の規模は、歳入歳出予算にそれぞれ310万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,621

万3,000円とするものです。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明をいたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（堀之内幸一君）

引き続き、補正予算の内容を説明申し上げます。歳入について、予算に関する説明書8から9ページ、(款)3国庫支出金(項)2国庫補助金(目)4電算システム改修事業補助金216万5,000円は、介護保険事務処理システム改修に係る国からの補助金でございます。予算に関する説明書10から11ページ、(款)7繰入金(項)1一般会計繰入金(目)6電算システム改修関係繰入金93万5,000円は介護保険事務処理システム改修に係る一般会計からの繰入金でございます。歳出について、予算に関する説明書12から13ページ、予算等説明資料13ページ、(款)1総務費(項)1総務管理費(目)1一般管理費(節)13委託料310万円は、介護保険事務処理システムの改修経費でございます。以上で、令和元年度霧島市介護保険特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わります。御審査をよろしくお願いいたします。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今回の介護報酬の改定による電算システムの改修費用ということになりますけれども、負担軽減をしますと、当然、電算システムをいじらなければならないと思うんですけれども、1段階の保険者、第2段階の保険者、第3段階の保険者でみたときに、どれぐらいの人たちが対象となるのか、お示しいただけますか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

今ここに持ち合わせておりません。後ほど報告させていただきます。約5割、49%と把握しているところです。【36ページに訂正発言あり】

○委員（前川原正人君）

先ほど申し上げたのは、生活保護を受給している方とか条件がありまよね。老齢福祉年金を受給している人とか課税年金収入額が80万円以下の人が第1段階と。第2段階が世帯全員が住民税非課税で、前年度所得が80万円ないし120万円以下と。第3段階の人たちが非課税で年収が120万円を超える人という、3段階で分けたときのそれぞれの数字を示してくださいということをお願いしたいと思います。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

後ほど報告いたします。【36ページに答弁あり】

○委員（植山利博君）

財源内訳のところ、事業費の30%ぐらいが一般財源の繰入れかと思うんですけど、ここの十分の十、三分の二、二分の一という記載があるんですよね。ここを説明してもらえませんか。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

今回のシステム改修につきましては4件実施する予定でございます。1件が定額ということで十分の十、これらは介護保険料の軽減強化の円滑実施の関係になりますが、全額補助ということで95万円。2点目が特定個人情報データ標準レイアウト改訂版、マイナンバーとの情報連携の関係にありますけれども、こちらが補助率三分の二で、総額として84万円。3点目が報酬改定の関係のシステム改修、こちらが補助率二分の一、122万7,000円。最後、4件目ですけれども、介護保険指定機関等管理システム、こちらが介護報酬の関係になりますけれども、補助率二分の一で8万3,000円ということで合計310万円のうち、国庫補助が216万5,000円、一般会計の繰入れを93万5,000円という内訳になっております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔なし〕と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第51号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後2時32分」

「再開 午後2時34分」

### △ 議案第52号 令和元年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第52号、令和元年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（柿木安長君）

本議案の内容につきましては、公共下水道事業変更基本計画策定業務委託に係る債務負担行為で、本年度から令和2年度までの間、4,271万3,000円を補正しようとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、御審査賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（池之上淳君）

予算書1ページ、補正予算に関する説明書2ページです。ただいま、部長がご説明いたしました。議案の第2条に記載しておりますとおり債務負担行為に係る補正を提案しているところです。本経費は、公共下水道事業変更基本計画策定業務委託に係るものであり、本市の公共下水道事業基本計画を、平成31年3月に策定された「かごしま生活排水処理構想2019」及び本市土地利用等の動向に即した計画へ変更するための経費で、本年度については支出を伴わないことから、債務負担行為の補正を行おうとするものです。また、本事業は、令和2年度から実施を予定していた作業でありましたが、市における最善の実施時期を考慮したところ、作業着手を早める必要が生じたため本定例会で提案したところです。御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

説明の中で、市における最善の実施時期を考慮したところ、作業着手を早める必要ということであったんですけど、もう少し詳しく教えてください。

○下水道課長（池之上淳君）

事業内容としまして、令和2年から実施すべきとしていた事業であったということですが、今年度中に変更が見込まれる用途地域の変更、それから霧島市雨水管理総合計画の策定及び実施等を総合的に検討しまして、市として最善のタイミングで補正し、変更計画策定に着手しようとするものがございます。雨水管理総合計画につきましては土木課の事業でございますが、令和3年度から事業実施という計画であります。それに合わせて、この下水道の基本計画におきましても今年度、来年度までで整合性を持たせて作るということで、今の時期に提案いたしましたところです。

○委員（前島広紀君）

この前の一般質問でもさせていただいたんですけども、雨水管理総合計画に関連して必要性が生じたということですか。

○下水道課長（池之上淳君）

もともと来年度から下水道のこの計画も策定する予定であったんですけども、雨水管理総合計画のほうと整合性を持たせてやるということで、雨水管理総合計画が一応進んでおりますので、それに合わせて、こちらのほうが1年早めたという状況でございます。

○委員長（有村隆志君）

休憩します。

「休憩 午後2時40分」

「再開 午後2時40分」

○委員長（有村隆志君）

再開します。

○委員（植山利博君）

下水道事業における雨水管理計画との関連性を尋ねたわけなんですけれども、雨水管理計画を下水道事業として行うという計画になっていくわけですよね。それとは関係ないんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

雨水管理総合計画は下水道事業ではあるんですけれども、私どもがやっている公共下水道事業とは違った、雨水のほうの事業ということで、実施している担当部署も違っているということでございます。

○委員（植山利博君）

何を聴きたいかと言うと、雨水管理総合計画を進める中で、雨水を下水の中に一部取り入れて、治水対策をするという理解でいいですよね。

○上下水道部長（柿木安長君）

雨水の浸水対策につきまして、補助事業というか、土木課で今やろうとしている事業しかございませんので、その事業に土木課が取り組んでおります。我々は公共下水道でも汚水事業を先行させていましたので、汚水事業の計画の変更ということで、この補正予算を提案させていただきました。

○委員（植山利博君）

今まではその汚水を簡易に流していたわけなんですけれども、総合治水をする中で、雨水も一部、下水の中に取り入れて処理をするということが、今後、発生するという理解でいいですか。

○上下水道部長（柿木安長君）

汚水と雨水は別になります。国分隼人公共下水道、牧園の特環、両方におきましても分流式で汚水処理をやっていきますので、下水管の中に雨水を入れるということは、これからもありません。

○委員（植山利博君）

今、はっきりしたことは、下水管の中に雨水は入れないということなんですけれども、土木課のほうで進めようとしている雨水管理の総合対策の中で、その下水管とは別に、下水道課のほうで整合性を持って処理する管を入れるという理解でいいですか。

○下水道課長（池之上淳君）

下水道のほうは雨水の管を入れたりということはしないです。あくまでも雨水管理総合計画のほうの事業で排水管でいれたり、ポンプ場を整備するといったことをやっていくということで、下水道課のほうで雨水のための施設を整備するということではございません。雨水管理につきましては土木課のほうでやるということでございます。

○委員（植山利博君）

その整合性を持ったというか、事業をするのが最善の時期であるというふうに言われているのは、どういう形で連携をする、どういう形でお互いが配慮をするというふうに理解すればいいんですか。

○下水道課長（池之上淳君）

今の下水道事業のほうは、全体計画というものがございます。そして、その中で都市計画決定をされた区域がございます。その中に認可区域とあって、今、事業をやっている部分がございます。それで、下水道の区域の見直しをしないと、雨水管理計画の事業をできない区域がございまして、そのために下水道の区域を見直すというための下水道の事業をするということでございます。

○委員（前島広紀君）

私が確認したかったところもそこなんですけれども、雨水管理総合計画が始まっていく中で、雨水計画が計画されていく。そういうことを急がないといけないという事情があるわけですよね。それを二、三年以内にしないと、雨水排水の計画が先に進まない。だから先ほど山口委員が聴かれた作業着手を早める必要性が生じた、そこを確認したかったわけなんです。それがそういうことですよね。雨水管理総合計画が関係してくるから、こちらも急がないといけなくなったということ

すよね。

○下水道課長（池之上淳君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

これは、これまでも再三議論があるところですが、全体計画があつて、認可のエリアがあつて、これはまだ大分、全体計画が広いわけですよ。実際に実施をしていく区域というのは、今後狭くなっていく。当初の全体計画よりも減少していく方向にあるのか、全体計画はあくまでも全体計画として進めていかれるつもりなのか、現時点ではどうですか。

○下水道課長（池之上淳君）

今回の計画の見直しによって、そこらは決めていく予定なんですけれども、公共下水道をこれまで約25年以上、国分隼人地区でやっております、現在のところ、全体区域の40%しか整備されていないという状況でございます。国のほうの方針も、これまでの整備をするという方針から施設の修繕、それから更新、そういったほうへ転換をしていきなさいというふうになってきております。そういった関係で、今回の見直しでは全体計画から減らす部分も、また増える部分も若干あるんでしょうけれども、全体的に見れば、減っていく方向で考えているところでございます。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第52号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後2時49分」

「再開 午後2時54分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの前川原委員の質問に対して、答弁をお願いします。

○長寿・障害福祉課主幹（久木田勇君）

本日現在で、被保険者数が3万3,676人です。第1段階の方が7,149人、第2段階の方が4,947人、第3段階の方が3,746人、第1段階から第3段階までの合計が1万5,842人で、47%でした。

○保健福祉政策課政策G長（野村譲次君）

生活保護世帯がプレミアム付き商品券の購入対象者にならないかとの質問なんですけれども、厚生労働省のほうから通知が来ておまして、2019年10月から消費税が引上げとなるわけなんです、それに伴いまして生活保護の基準のほうも消費税率の引上げの影響分を盛り込む予定であるため、これまで実施されました臨時福祉給付金と同様に、生活保護受給者に対して非課税者向けの商品券の支給対象外とされているということでもあります。

「休憩 午後2時56分」

「再開 午後3時00分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、補正予算関係3件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

#### △ 議案第50号 令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（有村隆志君）

まず、議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

質疑の中で議論をされたことなんですけれども、隼人姫城地区の市道の歩道部分、街路灯の撤去の費

用が予算計上されておりました。簡易代執行という名目で行われるものであるんですけども、これが例にないという状況の中で、今後の影響というのがすごく心配をされますので、こういうことは行政側も慎重に対応すべきだと思いますので、注意してほしいと思います。

○委員（植山利博君）

今の問題ですけれども、代執行という形でこれまでになかったことが初めて行われるわけです。恐らく、この事業については執行部も相当頭を痛めたのではなかろうかと想像がつきます。ただ、いつまでも危険な状態を放置するということは、地域の方々や通行する方々に非常に危険な状態が恒常化しているということも言えたと思います。ですから、市の税金を使って代執行をするということについては、阿多委員が言われるように、今後のこともありますので、慎重の上にも慎重を期す必要があるのも事実ですけれども、市が自ら危険防止のために積極的に代執行という大胆な手法で危険防止に取り組んだということは、私は評価ができるものだと思います。ただ、阿多委員が言われるように、今後もこのような状況というのはあちこちで想定され、また似たような状況があるかと思しますので、その対応については、慎重の上にも慎重を期すという思いを持っていただきたいということは付け加えておきたいというふうに思います。それと、今回の補正予算は、全体的に消費税を引き上げることによって、低所得者や子育て中の方々にその消費税の増をできるだけ緩和したいという施策が多く見受けられます。臨時的で単年度の事業も多く見受けられますけれども、事業の中には引き続き進めていくべき性格のものも多くありますので、事業費の兼ね合い、それから対象者の問題もありますけれども、国もそういう方向を見据えてはいるというような答弁もありましたけれども、国が万が一できないような状況で先送りをするようなことがあれば、市単独でも予算の範囲の中でできる事業は、引き続き続けていただきたい事業があるということを申し述べておきたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（有村隆志君）

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第50号、令和元年度霧島市一般会計補正予算（第2号）について反対の立場から討論します。最初に言っておかなければならないのは、本補正予算に対して、全て反対という態度ではありません。観光客誘致事業や小中学校の要保護・準要保護児童就学援助事業、国民体育大会等推進事業の組み替えなどの予算計上がございます。反対する理由は、議論の中でも明らかになりましたとおり、本年10月1日以降に予定されている消費税10%への増税分を幼稚園、保育園などの教育無償化の財源として、4億7,331万1,000円、そしてプレミアム付商品券事業9億8,763万4,000円が含まれています。今回のプレミアム付商品券は、その基準日を本年1月2日であったり、6月1日であったりするわけですが、それが住民税非課税世帯の世帯1人当たり2万5千円、そして3歳未満の子供がいる世帯にも同じく2万円とプラス5,000円ということで、人数分が予定されているところです。この問題は、各種事業の受益者負担金の軽減と消費税の増税が引き換えになっています。福祉に対する負担軽減を求めれば消費税増税を押し付けることにほかならないことは明らかであります。消費税は、市のこの事業評価表でもありまして、消費税率の引上げで、今後の景気動向による経済情勢の影響を受けやすく、子供の貧困化につながるケースが多いなどという文言も出ていますように、低所得者ほど負担が重くなる傾向にあるのが、消費税です。今回のプレミアム付商品券事業が実行され、その後は、日々の生活に関わる商品購入ではプレミアム付商品券以上の消費税の負担を強いられることとなります。政府統計でも、二人以上の世帯の昨年度の年間の平均消費は338万8,000円という報告もあります。その中で8%増税した場合、13年前と比較して約25万円も消費は落ち込んでいるとの報告もあります。これまでの消費税の影響で買い控えとなり、庶民は生活を切



り詰めている状況であります。前回の増税で平均8万7,000円、今回の消費税増税2%分の増税で10%となりますが、これを差し引きましても、平均4万3,000円の増税となつて、増税不況になることが指摘されております。これらの問題が含まれる補正予算には賛成できないことを述べて、私の討論と致します。

○委員（阿多己清君）

賛成の立場で討論します。消費税増税うんぬんについては、致し方ないことだと思っております。今回の第2号の補正については、国の消費税率の引上げに伴いまして、国が行う総合的な少子化対策の一環として、保育料の無償化、施設等の利用料の無償化に関する経費を始め、子供の貧困対策に要する経費などが計上されております。更には、低所得者、子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業も計上されております。これらは、子育てを行う家庭、世帯の経済的な負担軽減を図る意味からも大いに賛同ができます。特に、保育料無償化などについては、これまで負担があり、入園させられなかった世帯も含め、全ての子供が等しく幼児教育を受ける権利を有するようになることは、誠に喜ばしいことだと思います。このほか、保育所等の整備に関する経費、風しん対策に関して予防接種の拡充、農業費や畜産費では、国県の100%補助での大型施設整備に要する経費、リハーサル大会を含めた国民体育大会等推進事業費など、各般にわたっての事業費が計上されております。これらの今回の補正予算、議案第50号については、必要な予算措置であると考えますので、可決すべきと申し上げ、討論を終わります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、討論を終結します。これより採決します。議案第50号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者9名であります。起立多数と認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第51号 令和元年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第51号、令和元年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、討論を終結します。これより採決します。議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第52号 令和元年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第52号、令和元年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）について自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、討論を終結します。これより採決します。議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（有村隆志君）

これで3件の議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

[「委員長一任」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後3時13分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長

有村 隆志